## JAHIS 薬剤に関する医療情報セミナー（2022年度）

## 変わりゆく薬剤師業務と情報システムの関わり

## 薬剤部門に関する最近の話題

電子処方箋の運用開始•電子版お薬手帳・チーム医療（タスクシフト・シェア）は病院情報システムにどのような影響を及ぼすのか

一般社団法人 医薬品安全使用調查研究機構 設立準備室 室長日本人間工学会認定 人間工学専門家土屋 文人


## ＜本日の内容＞

1．はじめに
2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調査）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方箋運用開始を直前に控えて
4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お薬手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

## 1．電子処方䈅とは

電子処方箋とは，電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか，複数の医療機関や薬局 で直近に処方•調剤された情報の閲覧，それらを活用した重複投薬チエックなどを行えるように なります。


## 電子処方箋と電子版お楽手帳

02．電子処方箋ってどんな仕組みなの？

## 医療機関•薬局の間で電子的に処方箋のやり取りが行えるようになります

○医師•歯科医師，薬剤師は，電子／紙の処方箋いずれの場合も，電子処方篭管理サービスにて重複投薬などがないかチェックした結果を参照し，処方•調剤内容を含む電子ファイルを同サービスに送信します。

○ なお，患者が電子処方箋を選択した場合は，医師•歯科医師，薬剤師の電子署名等が必要となります。（沙）
（※）医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については，HPKI以外に，クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名（電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの）であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス（マイナンバーカード） を用いた䉓子署名なとも利用可能ですか，現時点で甼際に事業者から既に提供されている䉓子著名等はHPKIカートのみとなっております。

－10月31日から山形県酒田市を始めとした 4 地域の医療機関•薬局でモデル事業を開始
○後，各地域において準備が整った施設から順次参加

## 目的

令和 5 年 1 月の電子処方箋管理サービスの運用開始に向 けて，医療幾関•薬局等における運用プロセスやトラブ ル・問合せ対応を確立するとともに，電子処方箋の活用方法の展開を行う。

## 機要

地域を限定した上で，電子処方篦を先行導入可能な医療機関•薬局を対象に効果的な服薬指導を実現するため，重複投薬等のチェックをはじめとした電子処方笺の運用面で の検証を行うとともに，電子処方箋を活用した先進的な取組や課題，優良事例を収集することにより，電子処方箋の更なる活用方策についてとりまとめる予定。


出典：162回社会保障審議会医療保険部会（令和5年1月16日）資料

## 電子処方箋導入数値目標

## 医療機関•蔡局の導入に係る数値目標について

○フォローアップ（令和4年6月7日新しい資本主義実現本部決定•閣議決定）
III．経済社会の多極集中化
1．デジタル田園都市国家構想の推進
（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
（遠隔医療）
－2023年1月からの電子処方箋の運用開始に向けて，安全かつ正確な運用のための環境整備を行うとともに， 2025年3月を目指してオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関及び薬局での電子処方嘎システムの導入を支援する。

[^0]※ただし，新型コロナウイルス感染症対策などの個別の医療機関や薬局の事情を加味しながら，必要に応じて適宜見直していく。

## 電子版む溸手帳の適切な推進に向けた調查検討会

## 目的

－「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日薬生総発1127第4号）（以下，「留意事項」）から5年以上が経過しているが，薬局における導入率は約半数にとどまつている。
－また，国民の健康づくりに向けたPHRの推進が掲げられるとともに，今後電子処方箋やマイナポータルを通じた医療情報の確認等の仕組みも構築されるなど，電子版お薬手帳を取り巻〈環境は大きく変化している。
－このような状況から，電子版お薬手帳についてより一層適切な推進を図ることを目的として，電子版お薬手帳の現状等に関する調査•分析等を実施し，電子版お薬手帳の機能のあり方及び電子版お薬手帳の標準フォーマッ トの改善等を検討する。

## 検討項目

（1）電子版お楽手帳の現状等に関する調査•分析
（2）電子版お薬手帳の機能のあり方
（3）電子版お薬手帳の標準フォーマツトの改善等の方向性

## 検討実績

○令和 2 年度

- 電子版お薬手帳の現状等に関する調查•分析
- 令和 3 年度
- 10月25日 留意事項の一部改正
- 電子版お薬手帳サービス事業者へのヒアリング
•電子版お薬手帳のあり方の検討


## 構成員一覧

池田 和之
澤智博高田 敦史

竹中 裕三田中 賢－ ○士屋 文人

長島 公之
原口
増子 治樹
山本 隆一

一般社団法人日本病院荣剖師会奈良県立医科大学付属病院 薬剂部長帝京大学医療情竍システム研究センター教授九州大学病院 メディカルインフォメーションセンター楽剂師•上級医療情報技師

- 般社団法人保健医療福社情報システム工業会
- 般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人医葉品安全使用調查研究機構設立準侑至長
公益社団法人日本医師会 常任理事公益社団法人日本薬剤師会 理事一般社団法人日本保险䔞局協会理事医療清報システム開発センター理事長

○座長（五十音順•敬称略）

## 電子版お薬手帳の適切な推進に向けた検討状況

## 令和 3 年度の検討状況

－電子版お薬手帳の在り方について整理するため，以下の視点から検討
$\checkmark$ 電子版お薬手帳として最低限備えるべき機能•情報
$\checkmark$ 電子版お薬手帳として備えるのが望ましい付加的な機能•情報

## 検討內容等

○現状，電子版お薬手帳には各事業者において様々な機能が提供されている。
～既にある機能か新たに実装が必要な機能か否かも整理した上で，最低限備えるべき機能•付加的機能等を検討してはどうか。
＞既にある機能については，改善や活用方策も検討してはどうか。


チーム医療の推進のため，各医療スタッフについて，本来法が定め ているそれぞれの職種の専権事項や業務内容について，再検討 （見直し）が行われている（タスク・シフティング）

```
2009.8.28~2010.3.19(合計11回開催)
    チーム医療の推進に関する検討会
2010.5.12~2013.10.29(合計2O回開催)
    チーム医療推進会議
2010.10.4~2015.12.16(合計15回開催)
    チーム医療推進方策検討ワーキンググループ
```

2017．8．2～2019．3．28（合計22回開催）医師の働き方改革に関する検討会 2019．7．5～（現在まで2回開慛）医師の働き方改革の推進に関する検討会 2019．8．23～（現在まで2回開催）医師の働き方改革の推進に関するヒアリング 2019．6．17～（現在まで3回開催）医師の働き方改革を進めるためのタスク・ シフティングに関するヒアリング

## 「医療スタッフの協働•連携によるチーム医療の推進について」

厚生労働省医政局長通知医政発O 4 3 O 第1号 平成2 2年4月30日
平成 29 年4月6日

新たな医療の在り方を踏まえた医師•看護師等の㗢き方ビジシン検討会報告書

近年，医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しているため，医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から， チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが非常に有益である。
また，後発医薬品の種類が増加するなど，薬剤に関する幅広い知識が必要とされているにもかかわらず，病棟や在宅医療の場面において薬剤師が十分に活用されておらず，注射剤の調製（ミキシリグ）や副作用のチェック等の薬剤の管理業務について，医師や看護師が行っている場面も少なくない。

## （1）薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については，現行制度の下において薬剤師が実施することができることから，薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

[^1] な業務も含め，増加の一途を辿っていると指摘されている。こうした状況の中で，医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月に向けて医師の労働時間の短縮を進めるためには，多くの医療関係職種それぞれが自らの能力を生かし，より能動的に対応できるようにする観点から，まず は，現行制度の下で実施可能な範囲において，医師の業務のうち，医師以外の医療関係職種が実施可能な業務について，医療機関において医師から优 の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアを早急に進める必要がある。このため，「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進 に関する検討会」における議論を踏まえ，現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務の具体例やタスク・シ フトハシェアを推進するに当たっての留意点等について，下記のとおり整理したので，貴職におかれては，その内容について御了知の上，各医療機関 において，その実情に応じたタスク・シフト／シェアの取組が進むよう，貴管内の市町村（特別区を含む。），医療機関，関係団体等に周知方願いたい。 なお，診療報酬等の算定については，従前どおり関係法令をご確認いただきたい。
1．基本的考え方
2．タスク・シフト／シェアを効果的に進めるために留意すべき事項
1）意識改革•啓発
2）知識•技能の習得
3）余力の確保
3．現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務の具体例
1）看護師
（1）特定行為（38行為21区分）の実施
特定行為研修を修了した看護師は，保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2に基づき，手順書により，特定行為を行うことができる。
具体的には，例えば，特定行為研修を修了した看護師は，人工呼吸管理や持続点滴中の降圧剤や利尿剤等の薬剤の投与量の調整，中心静脈力テーテルの抜去や末梢留置型中心静脈注射用力テーテルの挿入等の特定行為について，その都度医師の指示を求め ることなく，医師が予め作成した手順書（医師による包括的指示の形態の一つ）により行うことが可能である。
（2）事前に取り決めたプロトコール（※）に基づく薬剤の投与，採血•検査実施
看護師は，診療の補助として医行為を行う場合，医師の指示の下に行う必要があるが，実施するに当たつて高度かつ専門的な知識及び技能までは要しない薬剤の投与，採血•検査については，特定行為研修を修了した看護師に限らず，医師が包括的指示（看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう，医師が，患者の病態の変化を予測し，その範囲内で看護師が実施すべき行為 について一括して出す指示）を用いることで看護師はその指示の範囲内で患者の状態に応じて柔軟な対応を行うことも可能で ある。
具体的には，（1）対応可能な病態の変化の範囲，（2）実施する薬剤の投与，採血•検査の内容及びその判断の基準，（3）対応可能な範囲 を逸脱した場合の医師への連絡等について，医師と看護師との間で事前にプロトコールを取り決めておき，医師が，診察を行った患者について，病態の変化を予測し，当該プロトコールを適用する（患者の状態に応じてプロトコールの一部を変更して適用する場合を含む。）ことを指示することにより，看護師は，患者の状態を適切に把握した上で，患者の状態を踏まえた薬剤の投与や投与量の調整，採血や検査の実施について，必ずしも実施前に再度医師の確認を求めることなく，当該プロトコールに基づいて行うこ とが可能である。
（以下略）

## 現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェアの推進について

厚生労働省医政局長通知医政発O930第16号 令和3年9月30日


#### Abstract

医師の業務については，医療技術の高度化への対応や，患者へのきめ細やかな対応に対する二ーズの高まり等を背景として，書類作成等の事務的 な業務も含め，増加の一途を辿っていると指摘されている。こうした状況の中で，医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月に向けて，医師の労働時間の短縮を進めるためには，多くの医療関係職種それぞれが自らの能力を生かし，より能動的に対応できるようにする観点から，まず は，現行制度の下で実施可能な範囲において，医師の業務のうち，医師以外の医療関係職種が実施可能な業務について，医療機関において医師から代 の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアを早急に進める必要がある。このため，「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進 に関する検討会」における議論を踏まえ，現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務の具体例やタスク・シ フトノシェアを推進するに当たつての留意点等について，下記のとおり整理したので，貴職におかれては，その内容について御了知の上，各医療機関 において，その実情に応じたタスク・シフト／シェアの取組が進むよう，貴管内の市町村（特別区を含む。），医療機関，関係団体等に周知方願いたい。 なお，診療報酬等の算定については，従前どおり関係法令をご確認いただきたい。 1．基本的考え方 2．タスク・シフト／シェアを効果的に進めるために留意すべき事項


> タスク・シフト／シェアの推進について新たな通知が出された
> 3．（令和3年9月30日）が，この実施に関しては各医療機関におい
> て医師•看護師•薬剤師等の間でプロトコルの作成に際しては
> 各職種間で十分に協議を行い，かつそれらの情報をチーム医療 として十分に共有することが重要

（2）事前に取り決めたプロトコール（※）に基づく薬剤の投与，採血•検査実施
看護師は，診療の補助として医行為を行う場合，医師の指示の下に行う必要があるが，実施するに当たって高度かつ専門的な知識及び技能までは要しない薬剤の投与，採血•検査については，特定行為研修を修了した看護師に限らず，医師が包括的指示（看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう，医師が，患者の病態の変化を予測し，その範囲内で看護師が実施すべき行為 について一括して出す指示）を用いることで看護師はその指示の範囲内で患者の状態に応じて柔軟な対応を行うことも可能で ある。
貝体的には，（1）対応可能な病態の変化の範囲，（2）実施する薬剤の投与，採血•検査の内容及びその判断の基準，（3）対応可能な範囲 を逸脱した場合の医師への連絡等について，医師と看護師との間で事前にプロトコールを取り決めておき，医師が，診察を行った患者について，病態の変化を予測し，当該プロトコールを適用する（患者の状態に応じてプロトコールの一部を変更して適用する場合を含む。）ことを指示することにより，看護師は，患者の状態を適切に把握した上で，患者の状態を踏まえた薬剤の投与や投与量の調整，採血や検査の実施について，必ずしも実施前に再度医師の確認を求めることなく，当該プロトコールに基づいて行うこ とが可能である。
（以下略）

病院情報システムは法に従って設計•運用されることが大前提医療職はそれぞれ身分法によってそれぞれの国家資格が医療等に おいて行えること等が定められている

HPK I は医師•薬剤師•看護師など保健医療福祉分野の 27 種類の国家資格と，院長•管理薬剤師など5種類の管理者資格を電子的に認証することができる厚生労働省が認めた唯一の電子証明書である

## 現代の医療はチーム医療が大前提である

チーム医療は，本来身分法で定められている者のみができると考 えられてきた行為を他の瞳種が行うことを事実上認めている
（責任の所在は明確に定められいる）

情報システムは，行為者と責任者を明確に区別した上で，医療で計画•実施されている行為等につき誰が計画•指示をし，誰が実行 したのかについて正確に記録を残すことが求められている

電子化とタスクシフト・シェアが内在する課題
病院情報システムは法に従って設計•運用されることが大前提医療職はそれぞれ身分法によってそれぞれの国家資格が医療等に お＇

これらを正確に記録するためには身分の確認が前提となるが
類そのためには手間と費用が必要であり，現場感覚や医療を取り子巻く経済状況等を考慮すると，当たり前のことを実行しにくい

環境にあるのが現状であり，この課題に対してどのようなシス
テム設計を行うかについてきちんとした議論がなされている
チ
えかについては少なからず危惧感を覚える
（医療におけるシステムがアジャイルでよいのか？？？）
情報システムは，行為者と責任者を明確に区別した上で，医療で計画•実施されている行為等につき誰が計画•指示をし，誰が実行 したのかについて正確に記録を残すことが求められている

## ＜本日の内容＞

1．はじめに
2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調査）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方箋運用開始を直前に控えて
4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お薬手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

## 総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調查

（1）背景•目的，調査方法

- 重複調剤等や楽剤の不正入手及びそれに起因する社会的問題への対処が必要。
- 現状では，患者調剤情報を保険楽局間で共有することは出来ていない。そのため，処方情報•調剤情報を保険楽局間で電子的か コリアルタイムに連携，調剤開始時のチエツクを可能とし，安全•安心な調剤に緊げることが期待される。


## 【現状•課題】

－現状，患者調剤情報を保険薬局間で共有することは出来ていない。薬剤師が患者調剤情報を確認する手段として，自薬局の調剤しセコンのデータ参照や お薬手帳の参照が考えられるが，複数の保険薬局で調剤を受けている患者の場合，今現在どんな薬を服用しているかを正確に把握することは出来ない。
－重複調剤等や薬剤の不正入手及びそれに起因する社会的問題といった課題に対処するためには，調剤情報を保険薬局間で電子的に共有し，効果的に調剤等に活用する仕組みが必要である。
－またその際，調剤情報だけでなく処方情報も活用し，調剤開始時にチエックを可能とする等，保険薬局での運用性向上に資する仕組みの検討も必要である。

## 【期待される効果】

－処方情報•調剤情報を医療機関と保険薬局間で電子的かつリアルタイムに連携し，調剤開始時の重複調剤等チエックを可能とすることで，患者への安全•安心な調剤の実現及び楽剤の不正入手の防止が期待される。（処方情報•調剤情報連携）
－今回の仕組みは，患者の調剤結果情報や重複調剤等のチエリク結果を保険薬局の薬剤師かリアルタイムで参照することで，患者への安全•安心な調剤及ひ薬剤の不正入手の防止や，調剤業務効率化が期待される。（調剤情報連携）
－また，より安全•安心な医療サービスの提供につなげるためには，今回の医療機関•保険薬局間だけでの連携に加えて，医療機関での重複調剤等チエック実施や介護施設•在宅等，地域の様々な現場との連携への期待が想定される。


総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## （4）調査結果 1．重裋調剤等のチエックにおける処方情報•調剤情報連携の仕組みに関する検証

－「重複調剤等のチエックにおける処方情報•調剤情報連携の仕組みに関する検証」では，処方情報と調剤情報の連携，処方情報 を用いた調剤開始時のチェックについて検証を実施。
－実証地域の関係者やフィールドWGの有識者へのヒアリングやアンケートを踏まえて，評価を実施。
＜調查項目ごとの指標＞

| 詷直項目 | 指標及び調査手法 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 中間指標 | アウトプyト指標 | アウトカム指標 |
| （1） <br> 処方情報の抽出•名奇せの検証 | －実証に参加いただける医療機関数，保険薬局数 <br> －本実証に参加していただける患者の見込み数 | －医療機関，保険薬局におけるヒアリン グ，アンケート数 <br> －実証期間中における処方情報と調剤情報の名奇せ件数 <br> - JPKIを用いた名奇せの件数 <br> - JPKI以外の手段での名奇せ <br> （机上検討） | －処方情報と調剤情報を用いて重複調剤等をチエックすることが，患者の安全•安心につながるか（ヒアリング，アン ケート等で確認）。 <br> －処方情報を用いて「調剤開始時の チェック」ができることが，昨年度の課題解決となるか，運用面の課題はな いか（ヒアリング，アンケート等で確認）。 |
| （2） <br> 処方情報を用いた調剤開始時のチェックの検証 | －実証に参加いただける医療機関数，保険薬局数 <br> －本実証に参加していただける患者の見込み数 | －医療機関，保険薬局におけるヒアリン グ，アンケート数 <br> －実証期間中における処方情報と調剤情報のチェックの実施件数 <br> －従来の調剤情報を用いたチェック の件数 <br> －処方情報と調剤情報を用いた チェックの件数 <br> －アラートの件数 |  |
| 【調査手法】 <br> - 実証期間中の患者数，処方情報と調剤情報チエックの件数，アラートの発生件数については，実証システムのログから抽出する。 <br> - 参画する医療機関及び保険薬局に加え，既に調剤連携の仕組みに参画している保険薬局（30施設以上）についてもヒアリングヤアンケートで評価を行う。 |  |  |  |

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調查研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社

## 総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調查

（4）調査結果 1．重裍調剤等のチエツクにおける処方情報•調剤情報連携の仕組みに関する検証

## 1－2 医療機関のヒアリング結果

－協力医療機関に対して，今回の実証事業の内容に加えて，仮に診察室でリアルタイムに処方内容と蓄積された調剤情報を突合し，重複調剤等をチエツクできる際の有効性について確認。
－意見として，電子カルテとの連携や地域全体の保険薬局•院内調剤の情報が連携できることの必要性，診察室内での同意や本人確認業務の課題挙げられた。

実証協力医療機関のコメント（抜粋）
－診察室でリアルタイムに重複調剤等を確認できることは有効であるが，電子カルテの画面から実施でき，処方確定前に確認できることが必須になる。
－電子力ルテから外部のNWに直接接続することは，セキユリティ上の課題もあ ると思うので，技術的にその点が対応できるのであれば電子力ルテの画面で，重複や相互作用のチェックができるとよい。
－お薬手帳の情報を電子力ルテに手入力しているケースもあるので，診察時 に調剤歴が確認できるのは有用である。
－お楽手帳の場合，患者さんが全ての情報を時系列に貼り付けていれば参考 になるが，保険楽局に持つていくのを忘れるケースもあるため，情報が完全で はない。それに対して，章積された調剤情報を確認することは，情報の補完として意味はあると思う。ただし，地域の全ての保険薬局，医療機関内 の院内調剤の情報がスっていることが必要である。
－診察時に説明や同意の取得，マイナンバーカードを用いた認証等を行うこと は，現在の外来患者数を考えると難しいのではないか。
－今後，患者来院時に受付で，マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行うのであれば，そのタイミングでサービス利用の同意取得や本人確認を行い，電子カルテと連携できると良いのではないか。
－患者さんが関心を示し，マイナンバーカードを取得していても，その場でマ イナンバーカードを持参しておらず，利用できないということもあった。
－画面の操作については，少しサポートが必要であるが，概ね問題ない。

コメント蹬まえた今後の課題
（1）
仮に診察室でリアルタイムに処方內容と音積された調剤情報を突合し，重袘調剂等 をチェックできる場合の意見
（2）
患者の亩積された調剤情報を診家室で確認できる場合の意見

## （3）

診察室で，同意やマイナ ンバーカードを用いた本人確認を実施することの現実性に対する意見

## （4）

患者の関心や端末の操作状況に関する意見
－診察の処方オーダー時の重複や相互作用のリアル タイムチェックの実現
－セキユリティを確保した電子カルテ等の院內システ ムとの接続
－地域すべての保険薬局の参加，医療機関の院内調剤の情報が含まれるこ とでの情報の完全性
－診察時の患者の紐付け，同意取得における効率的な方法の実現
－マイナンバーカード以外で の名寄せ方法の導入

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－3 保険薬局のヒアリング結果（抜粋）

－協力保険薬局のヒアリングでは，「処方情報を用いた調剤開始時のチエックリについて，重複や相互作用の確認を行える点は有効とし つつも，「処方情報が電子データで送付されるなら事前に調剤しセコンや電子楽歴システムに取り込みたい」という改善に対する意見 が挙げられた。
（1）処方情報•調剤情報連携の仕組みについて
（1）－1
処方情報•調剤情報を活用した実証システムに関する意見
（1）－（2）
事前通知を実施した患者の特定や確認方法

実証協力保険薬局のコメント（抜粋）
－お薬情報共有システム（＝調剤情報連携）を導入してから複数の医療機関から同じ楽を処方されていて薬剤が減った患者さんはいるので，チェッ クを行うこと自体は有効である。今回の処方情報を活用した仕組みは調剤後のチエックと比較して手戻りがない点は有効である。
－今回実証システムを活用した患者さんが付近の医療機関を受診された方 のため，事前送付にそれほどメリットを感じなかったが，調剤前に重複•相互作用等の確認を行うことで，患者さんの安全，安心にはつながる取組と認識している。また，過去に処方箋をカラーコビーして薬剤を不正入手する ケースもあったが，このシステムを利用することで防止にもつながるだろう。
－今回は，アラートや調剤歴の確認を別端末で実施しているが，処方情報 を電子データで送付するのであれば，調剤しセコンとの連携が出来ると良 い。電子薬歴システムとも連携できると業務が効率化する。
－処方箋のQRコードを読み取って重複や相互作用のチエツクができるので あれば，事前に送付しなくても薬局側でQRコードを読取，調剤しセコンと連携できるとよいと感じた。

- システム的なチエツクができる点は見落としを防ぐ意味で有効である。
- 患者さんの代理で家族が受け取りに来ることも多いので，現状の通り，処方箋の原本と記載されている氏名，生年月日が有効ではないかと思う。
－マイナンバーカードや健康保険証では，患者さん本人が来る必要がある のではないか。


## コメントを踏まえた課題

－処方情報を送付した際の調剤しセコンや電子楽歴 システム等の関連システム との連携
－代理の方（家族等）が処方楽を受取に来る際の本人確認方法（現状は処方箋原本で確認）

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－3 保険薬局のヒアリング結果（抜粋）

－FAX調剤や写真送付サービスと実証システムの比較については，「重複•相互作用に関するチェック結果を調剤前に確認できる点がメ リット」として挙げられた。
（2）FAXや写真送付サービスとの比較について

|  | 実証協力保険薬局のコメント（抜粋） | コメントを踏まえた課題 |
| :---: | :---: | :---: |
| （2） <br> FAX調剤や写真送付 サービスと実証システム の比較について | －FAXと比較した場合，重複•相互作用に関するチェック結果を調剤前に確認できる点がメリットではないか。 <br> －FAXでは原本のコピーが紙で届くのに対して，実証システムはデータで届く ため，端末を確認する手間が発生する。 <br> －スマートフォンを利用した写真送付サービスの場合は，処方箋の写真が不鮮明な場合があり，その際は送り直してもらう。画像なので，たくさん楽品が あると見づらい。それに対して，処方内容と重複•相互作用に関するチェッ ク結果がデータで送付される点は良いのではないか。 <br> －今回の実証事業では，調剤レセコンと別の参照端末を利用しているが，電子データで送付されるので，将来的にそのまま調剤しセコンに取り込めると メリットがある。 | －処方情報を送付した際の調剤レセコンや電子薬歴 システム等の関連システム との連携 |
| （参考） <br> FAX調剤を受付けた際 に調剤薬を受取に来な <br> い頻度 | －FAX調剤を受付けて患者が取りに来ないケースは，3～4か月に一度程度である。取りに来るのを忘れているケースがある。 <br> －連絡か取れる場合，処方箋の期限（4日間）が切れる前に連絡する。 （複数の保険楽局で同様の意見） | － |

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－3 保険薬局のヒアリング結果（抜粋）

－実証システムの改善点については「亩積された調剤歴と調剤しセコンや電子薬歴システムとの連携」，「医療機関への調剤結果の報告機能の追加」「地域すべての保険薬局の参加，医療機関の院内調剤の情報が含まれることでの情報の完全性の実現」が挙げられた。
－費用負担については，個別の保険薬局での徴収は難しく，自治体の支援等が必要ではないかとの意見が挙げられた。
（3）改善や普及展開に向けた意見

実証協力保険薬局のコメント（抜粋）
－（再掲）調剤レセコンや電子薬歴システムとの連携については実現した方が，業務が効率化する。
－蓄積された調剤歴を調剤しセコンや電子薬歴システムに取込めると良い。現在は，お薬手帳等を見て入力している。
－調剤結果を医療機関に報告する機能もあれば有効だと思う。例えば病院 が指定したジェネリック楽を他のジェネリックに変更した際に，病院が希望する場合，連絡が必要で，現在はFAXで対応している。それがシステム的にでき ると業務改善になる。
－リアルタイムに重複調剤等を確認できるメリットをより享受するためには，地域 の全ての保険薬局，医療機関内の院内調剤の情報が入っていることが必要である。
－地域全体が参加する形でないと普及は難しいのではないか。また導入に当 たつては自治体等からの支援も必要ではないか。
（3）－（2）
費用負担について
－経営者でないため費用については何とも言えないが，個別の保険薬局で費用負担をすることは難しいのではないか。
－自治体の補助金を利用する場合，隣接の自治体と連携し，普及させる際 には，利用の調整等含めて検討が必要になるのではないか。

## コメントを踏まえた課題

－蓄積された調剤歴の調剤しセコンや電子楽歴シ ステム等の関連システムと の連携
－医療機関への調剤結果 の報告機能の追加
－地域すべての保険薬局の参加，医療機関の院內調剤の情報が含まれるこ とでの情報の完全性の実現
－個別の保険薬局から徴収する以外の費用負担の検討

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－4 患者アンケート：処方情報•調剤情報連携（ $n=31$ ）

- 2019年12月9日～2020年2月29日の間で，計31名の患者（目標20名）が処方情報•調剤情報を活用したシステムを利用。
- 本仕組みを利用した全患者よりアンケートを取得。27名（87\％）より「安全•安心につながる」，30名（97\％）より「チエツク結果や調剤準備の薬局事前通知は便利」の回答を取得，仕組みの有効性を確認。
－仕組みの改善点においては，「利用範囲•手段•用途」の観点で改善二ーズを確認。


【改善点】利用範囲（複数回答）


安全•安心につながるか


【改善点】利用手段（複数回答）
25

＊a．自身のスマートフォンやタブレット端末での利用
－b．処方䈅の読取を不要にする（自動連樭）

チエツク結果や調剤準備の薬局事前通知


【改善点】利用用途（複数回答）
25


- a．お喿手帳としての利用
- b．自身の調谚履跸の確認

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－5 患者アンケート：調剤情報連携（ $n=145$ ）

- 2019年12月9日～2020年2月29日の間で，計7，924名の患者（目標130名）か調剤情報を活用したシステムを利用。
- 利用患者のうち計145名よりアンケートを取得。130名（90\％）より「安全•安心につながる」の回答を取得，仕組みの有効性を確認。

117名（81\％）より「チエリク結果や調剤準備の薬局事前通知が出来ると便利」，134名（93\％）より「全国で利用出来ると便利」の回答を取得，仕組みへの期待を確認。




安全•安心につながるか
災害時や救急時における活用は有効か
＊回答—全国で利用出来ると便利か
$1 \%$
とちらとも言えない 6\％


101
出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調査報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調查

## 1－6 患者アンケート：処方情報•調剤情報連携及び調剤情報連携共通の項目（ $\mathrm{n}=176$ ）

- 共通のアンケート項目については，処方情報•調剤情報連携 $(n=31)$ と調剤情報連携 $(n=145)$ を合わせて集計。
- 調剤予約サービス＊について126名（71\％）が肯定的な回答であり，重複調剤等チエツクに加え調剤準備依頼の二ーズを確認。
- 普段利用する薬局のロケーシヨンは「医療機関の近く」が全体の約 $71 \%$ と最も多い回答。また， 79 名 $(45 \%)$ の患者は直近 1 年以内で複数薬局を利用と回答している。患者の調剤情報は複数薬局に偏在しており，調剤情報連携の必要性を確認。


普段利用する薬局のロケーション（複数回答）



利用薬局数（直近 1 年以内）




## 1－6 患者アンケート：画面操作性・マイナンバーカード利用（ $\mathrm{n}=$＝別記）

－画面操作性は処方情報•調剤情報連携，調剤情報連携ともに半数以上が「問題ない」と回答。一方，同意•確認画面をはじめとした操作においては，患者（特に高齢者）にとって分かり易い画面の検討が必要。
－マイナンバーカードを用いた名寄せによる「即時の重複調剤等チェックは有効」と仕組みの有用性を確認出来た一方，暗証番号（4桁）を入力出来た患者は約7割に留まった。また，カードの普及促進や常時携帯に向けた，啓発活動の必要性も確認。



マイナンバーカードを用いた重複調剤等の即時チエックは有効か


調剤情報連携（同意画面）
$\mathrm{n}=77$（145名のアンケート回答者のうちカード保有者 77 名のみ回答）
a．問題なかった



103
出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調査報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－7 調剤情報連携の集計結果

- 2018年度総務省調査研究事業にて検討•整理をした，重複調剤等及びボリファーマシーのチェック内容・ロジックを活用。
- 2018年度の調剤情報連携の際は「個別医薬品コード（YJコード）」をベースにチェックを実施。今回の地域実証では処方情報の連携 も検証しており，二般名処方の際には「楽価基準収載医薬品コード」ベースでのチエツクも出来るよう仕組みの構築を実施。

| チェック內容 |  |  | アラート通知メリセージ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 分類 | 項具 | ロジック |  |
| 重複調剤等 | 成分重複チェック | －「個別医薬品コード（YJコード）」及び薬価基準収載医薬品コー ド」をベースに，メディカルデータベー | - ＜同一成分重複〉成分の重複する楽剤が処方されています。 <br> - ＜プロドラッグ重複〉成分の重複する楽剤が処方されています。 <br> - ＜類似成分重複〉成分の重複する楽剤が処方されています。 <br> - ＜系統重複〉成分の重複する薬剤が処方されています。 |
|  | 相互作用チェック | し，対象薬剤に含まれる全成分を確認することで，製品•成分チェック を実施。 | - ＜阱用禁忌〉相互作用のある楽剤が処方されています。 <br> - ＜原則併用禁忌〉相互作用のある薬剤が処方されています。 <br> - ＜重要な㑝用注意＊ 1 ＞相互作用のある楽剤が処方されています。 <br> - ＜併用注意〉相互作用のある薬剤が処方されています。 |
| ボリファーマシー | 多剤投与 | －処方•調剤連携サービスにて連携 している全薬局の情報を統合した患者調剤情報剤数が，最大6薬剤以上かチェックを実施。 | －6薬剤以上の処方となります。＜内服処方数：XX＞ |
|  | 65歳以上の患者 へ投与不適切な恐れのある楽剤 | －65歳以上の患者にベンゾジアゼビ ン系の抗不安薬，睡眠薬の処方 が出てるかチェックを実施。 | －ベンソジアゼビン糸の抗不安薬•睡眠薬が出ています。チェックをお願いします。 |
| その他 | 不正入手等 | －処方医療機関•処方箋番号が完全に一致するものが存在しないか チェックを実施。 | －同一処方箋による処方が存在します。 |
|  | 複数医療機関受診 | －10日以内に，内容に関わらず他の医療機関からの処方が存在するか チェックを実施。 | －直近に他医療機関での処方が存在します。 |

＊ 1 ：阱用注意のうち「併用回避」，「同時併用不可」，「服用間隔をあける」等の記載のある，特に注意を要する阱用注意。

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

##  ターが（うち31名は処方情報を活用した仕組みに）参加。

－実証朋間中に処方情報を活用した仕組みを利用した31名の患者モ二ターについては，重復調剤等の発生は確認をれなかった。

## 実证運用実績

## ［悬本情報】

- 実証期間：2019年12月9日～2020年2月29日
- 参加薬局：48保険薬局＊1，2（うち7保険薬局が処方情報を活用＊3）
- 医療機関数（処方箋発行元医療機関数）

110施設（うち4医療機関が処方情報を活用＊3）

- 患者モニター数：7，924名（うち31名が処方情報を活用＊3）
- 患者モニター延べ人数：20，681名（うち65歳以上の延べ人数は13，744名）
- 処方箋枚数：21，098枚（うち31枚が処方情報を活用＊3）
- 医薬品数（処方箋内の薬の行数）：88，185医薬品
＊1：保険薬局間の調剤情報連携対象薬局（チェック結果は次ページ参照）
＊2：酒田地区薬剤師会の $80 \%$
＊3：実証期間中に処方情報を活用した仕組みを利用した31名の患者モーター については，重複調剂等の発生は確認されなかった。
＜参考＞実証地域基本情報（2018年度報告書再掲）【人口•高齢化率（2015年国勢調査より）】

| 山形県 | 人口（国勢調査） | 1，123，891人 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 高龇化率（65歳以上） | 30．8\％ |
| 庄内医療園 | 人口（国勢調查） | 279，497人 |
|  | 高䶜化率（65歳以上） | 32．7\％ |
| 酒田市 | 人口（国惶調查） | 106，244入 |
|  | 高嚁化率（65歳以上） | 32．6\％ |

## ［院内碉剂率］

| 全国 | $27.2 \%$ 日本薬剤師会「医薬分業進捗状況 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 山形県 | $25.0 \%$ | （保险調剤動向） 1 より。 |
| 庄内医療眷 | $47.7 \%$ | 地域実証協力機関データより。 |
| 酒田市 | $\mathbf{4 8 . 7} \%$ |  |





105

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

| －2019年12月9日～2020年2月29日の期間における，保険薬局間で調剤情報連携の重複調剤等及び各種于エックにおいて，重複：18，239回，相互作用：50，726回等を検出。（参考として，2019年1年間分の過去データも記載） ※実証期間中に処方情報を活用した仕組みを利用した31名の患者モニターについては，重複調剤等の発生は確認されなかった。 |
| :---: |
|  |  |
|  |  |

2019年12月9日～2020年2月29日 合計値 定義•検出条件等の詳細については，後述。

|  | 重複：18，239回／88，185医薬品（20．68\％）＊1 |  |  |  | 相互作用：50，726回／88，185医薬品（57．52\％）＊1 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 同一成分 | プロドラッグ | 類似成分 | 系統 | 供用禁忌 | 原則 | 用禁忌 | 重要な阱用注意 | 倳用注意 |
| 検出回数 | 14，543回 | 1回 | 139回 | 3，556回 | 514回 |  | 回 | 6，703回 | 43，484回 |
| 母数：医薬品数 | 88，185医薬品 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 検出割合＊1 | 16．49\％ | 0．00\％ | 0．16\％ | 4．03\％ | 0．58\％ |  | 3\％ | 7．60\％ | 49．31\％ |
|  | 多剤投与 |  | 65歳以上の患者へのベンヅジアゼヒン系抗不安楽•睡眠剤 |  |  |  | 不正入手等 | 手等 複数 | 機関受䂦 |
| 検出回数 | － |  | － |  |  |  | 0回 |  | 024回 |
| 検出患者延べ人数 | 9，144人 |  | 1，581人 |  |  |  | － |  | － |
| 母数：項目毎に記載 | 戒 20，681人（患者延べ人数） |  | 13，744入（65歳以上の患者延べ人数） |  |  |  | － | 21，098 | （処方箋枚数） |
| 検出割合＊2 | 44．21\％ |  | 11．50\％ |  |  |  | 0 |  | 8．03\％ |

〈参考〉 2019年1月1日～12月31日 合計値 定義•検出条件等の詳細については，後述。

|  | 重複：61，538回／363，838医薬品（16．91\％）＊1 |  |  |  | 相互作用：185，431件／363，838医薬品（50．97\％）＊1 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 同一成分 | プロドラッグ | 類似成分 | 系統 | 併用禁忌 | 原則 | 用禁忌 | 重要な併用注意 | 供用注意 |
| 検出回数 | 47，443回 | 1回 | 442回 | 13，652回 | 1，461回 |  | 2 回 | 22，613回 | 161，295回 |
| 母数：医薬品数 | 363，838医薬品 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 検出割合＊1 | 13．04\％ | 0．00\％ | 0．12\％ | 3．75\％ | 0．40\％ |  | 2\％ | 6．22\％ | 44．33\％ |
|  | 多剤投与 |  | 65歳以上の患者へのベンゾジアゼヒン系抗不安楽•睡眠剂 |  |  |  | 不正入手等 | 手等 ${ }^{\text {a }}$ 複数号 | 療機関受診 |
| 検出回数 |  |  | －－ |  |  |  | 0回 |  | ，825回 |
| 検出患者延べ人数 |  |  | 6，825人 |  |  |  | － |  | － |
| 母数：項目毎に記載 | 88，860 人 | 者延べ人数） | 60，097人（65歳以上の患者延べ人数） |  |  |  | － | 90，444 | 2（処方箋枚数） |
| 検出割合＊2 | 38．24\％ |  | 11．36\％ |  |  |  | 0 |  | 5．19\％ |

[^2]－42保険薬局（酒田地区薬剤師会の71．2 \％），2，366名の患者モニター（マイナンバーカード利用は119名）の協力のも と，地域実証を実施した。
－実証地域の酒田地域は院内調剤率が全国平均と比べて高かった。

## 実証運用実績

## 【基本情報】

- 実証期間：2018年11月1日～2019年2月28日
- 参加薬局：42保険薬局（酒田地区薬剤師会の71．2\％）
- 医療機関数（処方箋発行元医療機関数）：71施設
- 患者モニター数：2，366名（マイナンバーカード利用：119名）
-20 歳未満：78名－20歳以上65歳末満：907名－65歳以上；1，381名
- 処方箋枚数：7，359枚（医薬品数：29，239医薬品）
- 当月調剤された患者合計数：4，653名（各月毎に集計）
- 当月調剤された 65 歳以上の患者合計数：2，733名
- 医薬品費合計：75，040，940円（医薬品薬価 $\times$ 調剤日数）


調剤情報連携の実施に係る効果検証
＜参考＞実証地域（山形県酒田市）基本情報【人口•高齢化率（2015年国噖調查より）】

| 山形県 | 人口（国勢調査） | $1,123,891$ 人 |
| :---: | :--- | ---: |
|  | 高齡化率（65歳以上） | $30.8 \%$ |
| 庄内医療圏 | 人口（国勢調査） | $279,497 人$ |
|  | 高龄化率（65歳以上） | 人口（国勢調査） |
|  | 高齢化率（65歳以上） | $32,7 \%$ |

## 【院内調剤率】

| 全国 | $27.2 \%$ | 日本薬剤師会「医薬分業進捗状況 |
| :---: | :--- | :--- |
| 山形県 | $25.0 \%$ | （保詥調剤の動句）」より。 |
| 庄内医療圏 | $47.7 \%$ | 地域実証協力機関データより。 |
| 酒田市 | $\mathbf{4 8 . 7 \%}$ |  |

酒田市の院内調剤率は，全国平均に比べて非常に高い比率となっている。

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社

## 総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

[^3]
## 調剤情報連携の実施に係る効果検証

重複チエツク検出結果 定義•検出条件等については，次頁に詳細を記載。

|  | （1）重複検出全体 | 同一成分＊2 | プロドラッグ | 類似成分 | 系統 | 医薬品数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 検出回数 | 94 | 51 | 0 | 1 | 42 | 29,2 |
| 対象処方笺数 | 68 | 29 | 0 | 1 | 38 | - |
| 対象患者数 | 41 | 22 | 0 | 1 | 18 | - |
| 検出割合（\％）$\% 1$ | 0.321 | 0.174 | 0 | 0.003 | 0.144 | - |
| 削減数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

＊1：計算式 $\div$ 重複検出回数 $\div$ 医薬品数 $\times 100$＊2：薬局への詳細隹アングの結果，同一成分重複において重複検出アラート後の疑義照会実施を 1 件確認出来た。相互作用／ポリファーマシー・その他チェック検出結果 定義•検出条件等については，次々頁に詳細を記載。

|  | （2）相互作用 | （3）多剤投与 | （4）65歳以上の患者への抗不安薬•睡眠剤 | （5）不正入手等 | （6）複数医療機関受診 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 検出回数 | 85 | - | 0 | - | - |
| 検出人数 | - | 808 | 307 | - |  |
| 検出割合 $(\%) * 3$ | 0.29 | 17.37 | 11.23 | 0 | - |
| 削減数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18.09 |

＊3：各検出割合の計算式については，各チェック内容にようて異なるため，次々頁の定義•検出条件等にそれそれ記載。
同一成分重複として検出された医楽品賈

## $45,503$ 円（ 11,376 円／月）＜計算式：「同一成分重複該当医薬品費の薬価 $\rfloor \times$ 「重複検出日数 $\rfloor \times$ 「容量 $〕>$

- 今回実証に参加した保険薬局は，酒田地区薬剤師会に属する保険薬局の $71.2 \%$ 。また，今回実証に参加した患者は，酒田市人口の $2.2 \%$ 。
- 酒田市の院内調剤率は $48.7 \%$ であり，全国平均の $27.2 \%$ と比べ非常に高い。 一方，地域実証では院内調剤に関しては日本海総合病院の院内調剤情報のみを連携・チエツク対象としており，他の診療所・クリニックの院内調剤情報はチェック対象外であった。
－地域実証における患者同意は包括同意にて取得。一方，患者調剤情報の名奇せ処理については，各薬局からの名寄せ依頼をもとに事務局が処理を実施 する運用としていたため，未名奇せ調剤情報が残つている患者が多く確認された。


## 各チェックの定義•検出条件等は，実証運用実績記載の基本情報に加えて以下の通り。

－処方箋上で薬効成分•分類が一日でも重複していれば，重複調剤の処方として検出した。但し，処方医療機関が，同一医療機関かつ同一診療科の場合は，検出対象外とした。
－内服薬に限らず，全ての薬剤を対象とした。但し，1調剤としてレセコンに登録される外用薬については，当日1日のみの調剤とみなした（＝外用楽は同一日の調剤でない限り，重複として検出されない）。

- 検出回数は，処方箋内の医薬品それそれを対象に検出した。
- 1医薬品について，過去に調剤された複数の医楽品と重複が検出される場合は，1度の計上とした。
- 1処方箋内に同じ医薬品がある場合には，それそれに対してチェックをし，重複が検出された場合にはそれぞれをカウントした。
- 日本海総合病院の退院時処方（院内処方）については，YJコード登録無のため重複検出対象外とした。
- 処方医療機関が，同一医療機関かつ同一診療科の場合も，検出対象外とした。
- 内服楽に限らず，全ての楽剤を対象とした。但し，1調剤としてレセコンに登録される外用薬については，当日1日のみの調剤とみなした。
- 検出回数は，処方篓内の医楽品それそれを対象に検出した。
- 1医薬品について，過去に調剤された複数の医楽品と相互作用が検出される場合は，1度の計上とした。
- 1処方箋内に同じ医薬品がある場合には，それぞれに対してチェックをし，重複が検出された場合にはそれぞれをカウントした。
- 日本海総合病院の退院時処方（院内処方）については，YJコード登録無のため相互作用検出対象外とした。
- 検出割合の計算式は「多剤投与の当月検出人数 $\div$ 当月調剤された患者合計数 $\times 100$ 」にて算出。
- チエック患者の全処方篭の調剤日と調剤期間をカレンダー的に緾め，医薬品数が 6 以上の日が1日でもあれは該当患者として検出した。
- 内服薬に限らず，全ての薬剤を対象とした。但し，1調剤としてレセコンに登録される外用薬については，当日1日のみの調剤とみなした。
- 日本海総合病院の退院時処方（院内処方）については，YJコード登録無のため相互作用検出対象外とした。
- 検出割合の計算式は「65歳以上の患者へのベンゾジアゼビン系の抗不安薬•睡眠薬の処方の当月検出人数 $\div$ 当月調剤された 65 歳以上の患者合計数 $\times 100$ Jにて算出。
- 65歳以上の患者に該当医薬品（抗不安薬もしくは睡眠薬）か調剤された場合に検出した。
- 検出割合の計算式は「複数医療機関受診の検出件数 $\div$ 処方箋枚数 $\times 100$ 」にて算出。
- 処方期間終了から遡り，10日以内に他医療機関から何らかの処方が出ていた件数を検出した。

例1：「3月1日にA医療機関から14日分の処方」かつ「3月16日にB医療機関から処方」を受けた場合 $\Rightarrow$ O：腹数医療機関受診として検出される例2：「3月1日にA医療機関から5日分の処方功「3月16日にB医療機関から処方」を受けた場合 $\Rightarrow x:$ 複数医療機関受診として検出されない

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調查研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社

## 総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－8 重複調剤等のチエックにおける処方情報•調剤情報連携の仕組みに関する検証の考察

- ヒアリングとアンケート調査を踏まえて，今回の実証システムの課題と改善の方向性について考察。
- 医療機関においては，診察時の処方オーダーの際にリアルタイムチェックをする仕組みの実現に向けた内容も含む。

実証事業を踏まえた課題や改善点

## 解決の方向性（案）

マイナンバーカード以外での名奇せ方法の導入
診察時の処方オーダーの際に重複や相互作用のリアルタイ ムチェックをする仕組みの実現

診察時の患者の紐付け，同意取得における効率的な方法の実現

地域すべての保険薬局の参加，医療機関の院内調剤の情報が含まれることでの情報の完全性

処方情報を送付した際の調剤しセコンや電子薬歴システ ム等の関連システムとの連携，蓄積した調剤歴との連携薬局で処方箋のQRコードを読み取っての重複や相互作用 の確認機能の実現

医療機関への調剤結果の報告機能の追加
代理受取の際の本人確認や紐付け
マイナンバーカードの未携帯，暗証番号忘れへの対応
自身のお薬に関する情報を確認出来る仕組みの実現地域だけでなく医療圏を跨いだ清報連携

患者導線に即した患者負担増の少ない仕組みの実現
更なる患者利用メリットの検討•実現

## 診祭時にリアルタイムの処方チエツクの実現

「診察時の紐付けの方法，同意の課題が解決すれば，参昭端末を設置することて，
診察室における確認を実現することは可能と想定する。実現の際には，履歴をサマ
リ表示出来る等，医師にとつて使いやすい仕組みの検討も必要と想定する。
「重複調剤等の結果を電子力ルテの画面で確認することについては，院内システムと外部システム（処方•調剤連携システム）を接続する際のセキユリテイの担保が必要と なる。

オンライン資格礶億との連携
V 今後オンライン資格確認導入を契譏に，医療機関の受付時に同意取得や患者紐付けを連動させる仕組みの検討が必要と想定する。同意については，処方の重複調剤等を防ぐ目的に鑑み，「掲示等による黙示の同意」や簡易な同意方法の検討も必要と考える。
保険薬局での代理受取の課題については，保険薬局におけるオンライン資格確認実現時の処方䇳の扱いと合わせて，検討をする必要があると想定する。

調剤情報連携の普及•広域化
地域全体の保険薬局，医療機関での導入に関する普及啓発や導入支援実施 が必要となる。さらに，地域を跨いだ広域での連推についてもニーズがある。

## 䔞局内のシステムとの連携

処方•調剤連携サービスと薬局システムとの連携については，薬局システムと外部シ ステムを接続する際のセキユリテイの担保と，各調剤しセコン，電子楽歴システムと のインターフエースの調整が必要になる。

## 更なる書者利用メリットの実現

調剤結果や服薬の注意事項等お薬に関連する情報を，患者自身が確認すること が出来る仕組みが必要となる。また，PHRの電子版お息手帳との情報連携によ り，更なる患者利用メリットの検討•実現が求められる

## 1－9 参考：名寄せに関する考察

－本スライドでは，名寄せについて，JPKIを用いた紐付け，個人単位化された被保険者番号を用いた紐付け，4情報による紐付けにつ いて，悉皆性，一意性，確実性，携行性を基に考察。

| 名奇せの対 | - 患者の処方情報：複数の医療幾関から発行される処方箋から抽出し，アップロードされた処方データ <br> - 患者の調剤結果：複数の保険楽局からアツプロードされた調剤結果データ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 椎要／前提 | 悪皆性 | 一意性 | 礶実性 | 携行性 | 考察 |
| マイナンバーカード のJPKIを用いた紐付け | －マイナンパーカー ドの利用者証明を用いて患者 を一意に特定し， IDを払い出し， を紐つける方法 | $\triangle$ <br> －カード普及率が低 <br> い <br> －ただし，今後オンラ イン資格確認の導入により普及の可能性有 | ○ <br> －利用者証明用電子証明書により一意に識別可能 <br> －利用者証明書更新時の紐づけが行われ ることか前提 |  | －オンライン資格確認の導入により普及の可能性有 －スマートフォン対応 により向上の可能性有 | －現時点では，普及•携帯 に課題はあるが，オンラ イン資格醀認等の開運施策を考慮すると有効 な手段と想定する。 |
| （图人単位の）被保涭者要号 を用いた紐付け | 予定されている個人単位の被保険者番号を用いて，名奇せ を行う方法 | O <br> －生活保護受給者等の一部を除して大多数の国民が保有する予定 | －個人ことそに番号が付与されているため，あ る時点では一意 <br> －保険者異動により変更 | －保険者異動のタイ ミングによっては，一意にならない可能性がある。 | $\bigcirc$ <br> －保険診療では婁者が健康保险証 を持参 | －被保険者番号の履歴照会を本サービスで実施で きない場合，生年月日， グする必要があり，表記 の摇らきでは完全なマッチ ンクは難しい場合がある |
| 4情報を用いた紐付け | －氏名，生年月日，性別，住所等の本人情報 を用いた紐付け方法 | O <br> －誰もが保有してい る情報 | －表記の接らざがある可能性があるため，一意にはならない可能性がある。 |  | O <br> －誰もが保有してい る情報 | －誰もか持ちうる情報では あるが，システム的に名奇せを行う際に，表記の揺らき等により難しい可能性がある。 |

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モデル構築にかかる調査研究調査報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## 1－9 重複調剤等のチエツクにおける処方情報•調剤情報連携の仕組みに関する検証のまとめ

今回，実証の主眼として行った，処方情報•調剤情報連携のメリットは，紙による処方箋の運用と比べ，処方情報の事前通知によ る患者来局前の重複調剤等チエツクによる安全•安心な患者への調剤実施が出来ることや，調剤準備における業務効率化の可能性があることを確認出来た。
一方，現状の調剤予約サービス（FAX調剤予約や処方箋画像による事前通知の仕組み）を超える，更なる有用性や医療機関•保険薬局のメリットを検討することが必要。

地域実証にちいて
－処方情報を用いた事前通知の連携の実証に合計で31名（目標20名）に参加いただいた。実証事業の人数としては少数ではあるが，参加者から「安全•安心につながる」との評価を得た。
－保険薬局間の連携については，7，924人が活用しており，仕組みが地域に根差していることが確認された。今後の課題として，地域全体の保険薬局，患者の参加や院内調剤の調剤結果情報の収集が挙げられた。

- 医療機関からは，今回の実証では実施しなかった診察室で処方オーダーを出した際の重複•相互作用確認のニーズが挙げられた。
- 保険薬局においては，「昨年度の調剤後のチエツクと比較して手戻りがない点は有効」，「患者の安全•安心につながる取組」という」 メントは得たものの，業務面で現状の調剤予約サービス（FAX調剤予約や処方箋画像による事前通知の仕組み）を超える，更なる有用性や医療機関•保険楽局のメリットを検討する必要があることを確認した。


## 名奇せの机上検討にちいて

－地域実証では，マイナンバーカードによるJPKIを用いた患者の名寄せを前提としたため，他の名寄せ手段についてはJPKIも含めて，机上検討を行った。対象としては，マイナンバーカードのJPKI，今後導入が予定されている個人単位被保険者番号，4情報を用いた紐付け を悉皆性，一意性，確実性，携行性を基に考察した。
－マイナンバーカードのJPKIには悉皆性と携行性に課題，個人単位被保険者番号については，保険者異動時の一意性と確実性に課題 はあるものの，双方ともオンライン資格確認の普及により有効な手段となりえると考察した。

## 同意取得について

地域実証では，同意画面で本人に同意ボタンを押してもらうとともに，マイナンバーカードの利用者認証で本人確認を実施した。

- ヒアリングにおいては，医療機関の診察室で同意を取る際の課題が示され，オンライン資格確認との連携についても二ーズがあった。
- また，処方の重複調剤等を防ぐ目的に鑑み，「掲示等による黙示の同意」や簡易な同意方法の検討も必要と考える。

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査
（4）調査結果 3．運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証
－「運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証」では，処方•調剤連携の仕組みの普及に向けた，運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証を実施。

## ＜調查項目ごとの指摽＞

| 調査項目 | 指標及び調查手法 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 中間指標 | アウトブット指槵 | アウトカム指標 |
| （1） <br> 普及展開時のアーキテク <br> チャーに関する検討 | - ノ゚ターンの整理 <br> - 医療機関，保険薬局における現状 の運用コローとのギャッブを整理 | －実証を踏まえた課題検討，フィールド の関係者やフィールドWG有識者の意見を踏まえ，普及展開時のアーキ テチャー案を検討 <br> アーキテクチャー案については，電子処方箋の動向も踏まえた検討を実施 | －フィールド実証を踏まえて，処方情報•調剤情報の連携に関する課題抽出，改善案を整理できたか。 <br> －処方情報•調剤情報連槜の普及展開時のアーキテクチャー，運用方法，体制について，電子処方箋の状況も踏まえて，あるべき姿について提言で きたか。 <br> －普及展開時に目指すアーキテク チャーについて，オンライン資格確認等やマイナボータルでの薬剤情報関筧等の他の関連政策との関係•差異点について整理できたか。 |
| （2） <br> 運用方法や体制の在り方の検討 |  | －将来的な運営主体，運用方法，体制について，フィールドの関係者や フィールドWG有識者の意見を踏まえ て検討を実施 |  |
| 【調查手法】 <br> －実証を踏まえて抽出した仕組み及ひ運用の課題を基に，将来像について検討し，フィールドの関係者やフィールドWG有識者に意見を伺い，精査する。 －電子処方䈉の検討の動向も見据えつつ，検討を実施し，報告書にて将来像について提言する。 |  |  |  |

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調査研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査
（4）調査結果 3．運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証
－展開時のシステム構成について，A：地域每に構築するモデル，B：全国単一モデル，C：仮想マルチテナントモデルを比較。
3－1 普及展開時の想定モデル整理（概要）「 9 ：地域に個別構築した環境 $\square$ ：全国単ーのサービス $\square$ ：サービス内て論理的に区切った領域


\begin{tabular}{|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|c|}{運用体制•䨘用負担} <br>
\hline \multicolumn{2}{|l|}{地域医療連携ネツトワーク運営主体，地区医師会•薬剤師会等が連携，事務局にて運用

$\qquad$ （地域NW運拱運営主体）} <br>
\hline 地区医師 \& 地区蒕剂師会 <br>
\hline 同（1） \& ＊ <br>
\hline 医療機関 \& 保険离局 <br>
\hline
\end{tabular}



医療圏を超えた連携に より，重複，相互作用等のチエツクを確実に実施することで，患者の安全•安心につながる。
サービス利用のため，導入のハードルを下げるこ とができる。

マサービス利用のため，導入のハードルを下げるこ とができる。
地域毎に仮想テナント化しているため，地域の独自のロジック，施策を実施することができる。

メリット地域毎に独自のチェック ロジックを検討できる。地域フォーミュラリーなど の独自の施策との連携 も可能となる。

デメ1
デメリット医療圏を超えたサーヒ
スとならないため，患者が医療圏を超えて処方を受ける場合は，利用できない。
$\checkmark$ 地域毎の独自施策等を導入するには工夫が必要。
$\checkmark$ 医療機関，保険薬局 の利用を促進するた めの担い手が不在。地理的な意味で同意範囲の設定か難しい。
$\checkmark$ 医療圏を超えた連携 には地域間の合意，患者の同意等が必要 と想定。
－価格決定権はサービ スの提供者が持つ。

## 普及促進の課題

運営主体のイニシャルコスト， ランニングコストの確保。地域の医療機関，保険薬局 におけるネットワーク化，データ アップロードの仕組みの整備。

## 運営主体の設定，イニシャル

 コスト，ランニングコストの確保。地域の医療機関，保険薬局 におけるネットワーク化，データ アップロードの仕組みの整備。普及に向けた地域の担い手 の確保。運営主体の設定，イニシャル コスト，ランニングコストの確保。 サプライチェーンを持続可能に するエコシステムの確立。地域の医療機関，保険薬局 におけるネットワーク化，データ アップロードの仕組みの整備。

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調查

## （4）調査結果 3．運用方法や体制の在力方，撞及展開時のシステム構成に関する検証

- 前ページに示した各モデルにおけるシステム機能構成について比較。
- 検討の前提として医療機関においては，診察室での処方オーダー時に重複調剤等の確認ができるものとして検討を実施。


－全国での単ーサービス，単一の運営主体を想定しているため，医療圏等に関わらず，サービ スを提供する。
－チェックロジックについては，全国で統一的な口 ジックで管理することを想定している。

－サービス提供としては，全国単ーモデルを想定 し，「重複•相互作用等チエック機能」，「共通 チエックロジック」等の共通機能を提供する。
－追加で地域独自のチェックロジックの設定も可能とする。同意患者管理，地域のデータ管理 については，地域区画毎に管理する。

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調查研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## （4）調査結果 3．通用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検证

## 3－3 処方情報の完全電子化の考察（前提）

－処方情報の活用において，紙と電子が混在する過渡期においては，運用も二重運用となり，重複調剤等のチエツクの効果や業務効率化の効果は限定的。
－そこで，本スライドでは考察として，＂電子的な処方情報を原本として扱う＂ことを前提とした際のイメージ，メリット，実現の課題につ いて考察を実施。本項での検討内容は，あくまで考察であり，現状のガイドライン，原則と異なる点を含む。

## 考察の前提

電子処方情報＊
電子調部結果情報 の原本化

処方情報•調剤情報
のアップロード
及び
ダウンロード
処方•調剤
連笻サービス

- 院内処方の処方情報 ${ }^{*}$ 良含め，全ての電子処方情報に処方医のHPKI署名を付したものを原本とする。
- 患者には，処方の内容及ひ電子処方情報と対応する情報を記したチケット等を発行する。
- 確定後の電子調剤結果情報についても薬剤師のHPKI署名を付したものを原本とする。
※院内処方の情報も含むことから，本考察ては電子処方䈅ではなく，電子処方情報と表記する
－全ての医療機関が院内調剤も含めて，電子処方情報を管理サーバ（処方•調剤連携サービス）にアップロードし，全ての保険菜局が患者のチケット情報を基に電子処方情郬をダウンロードきるもものとする。
- 保険集局は，確定後の電子調剂結果情報を処方•調缡連挨サービスにアップロードするものとする。
- NWについては，相互接続基盤か整備され，全ての医療機関，保険薬局力接続しているものとする。
- 処方•調剤連掑サービスは，全国単一の機関として，相互接続基盤に接続されているものとする。
- 電子処方情報及び電子調剤結果情報を用いて，重榎調剤等のチエックを行う機能を有すると仮定する。

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査
（4）調査結果 3．運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証

## 3－3 処方情報の完全電子化の考察（イメージ）

医療機関から電子処方情報を登録した際に蓄積された電子調剤結果情報とのチエツクを行い，保険薬局から電子調剤結果情報が登録された際にも蓄積された電子調剤結果情報とのチェックを行うことを想定。
－また，保険楽局は患者のチケット情報を基に電子処方情報をダウンロードし，調剤レセコンに電子処方情報を取り込めることを想定。


出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モデル構築にかかる調査研究調査報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社
総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

## （4）調査結果 3．運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証

## 3－3 処方情報の完全電子化の考察（メリット，普及に向けた課題，必要なアクシヨン）

－考察案におけるメリットを最大化するには，電子的な処方情報を原本として用い，重複調剤等のチェックを実施することを前提とした各種インフラの整備，制度の整備，サービス提供の運用主体，費用負担等が課題。

## メリット

－処方時に過去の調剤歴と突合することで，重複•相互作用等を確認

- 調剤結果を電子データで把握
- 電子処方情報により入力等の手間を削減調剤時に過去の調剤歴と突合することで，重複•相互作用を確認でき，服薬指導，薬歴管理等を効率化
－処方及び調剤時に重複•相互作用の確認を行こことで安全•安心の実現
- 被保険者の安全•安心な処方の実現
- 薬剤の不正入手の防止
- 重複調剤等の削減により医療賈を適正化

－重複調剤等防止による国民の安全•安心の向上


## 普及に向けた讙題

－院内調剤情報を含め，電子処方情報のアッ プロードに対応するための病院内システムの改修，機能整備
－電子処方情報に対応するための薬局内シス テムの改修，機能整備
－電子データを用いて重複調剤等のチェックを行 うことの国民理解，患者同意
－メリットをより高めるために，電子版お薬手帳等 のPHRサービスとの連携
－薬剤の不正入手や被保険者の安全•安心に向けた重複調剤等の確認に必要な頶用負担

- 電子処方情報の管理•運営主体の確定
- ランニング，イニシャルコストの負担方法
- 受益者である保険者との連携
- 処方情報の電子化の普及

必要なアクシヨン（案）
－国等によるインフラ整備に関する支援
入システム改修支援

- 医師HPKIの普及 等
- 国等によるインフラ整備に関する支援
- システム改修支援
- 薬剤師HPKIの普及 等
- 国等による広報活動
- 重複調剤等を防ぐ目的に鑑み「揭示による黙示の同意」等の簡便な同意方法の検討
－処方•調剤連携サービスと電子版お薬手帳等 のPHRサービスとの連携の実現
- 運営に必要な顕用負担方法の検討
- ナシヨナルサービスとして公的機関による運営国等によるイニシャル，ランニングコスト負担
－医療質適正化の受益者である保険者からの責用負担検討 等
－電子処方情報を原本とし，重複調剤等の チェックを前提とした制度整備，インフラ整備，必要な賈用負担 等

総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査 （5）まとめ

## まとめ（ネットワークを活用した医療機閔•保険樂局間連掑に関する調査）

$\checkmark$ 医療機関•保険薬局間では，重褑調剤等やポリファーマシーなどの患者リスクの軽減や，薬剤の不正入手及びそれに起因する社会的問題への対処のために，リアルタイムでの情報連携が求められることを確認出来た。
$\checkmark$ オンライン診療の普及を見据えると，電子処方箋はなくてはならない仕組みであるが，普及のためには，電子的に情報を連携すること での医療機関•保険薬局のメリットを更に高めることが必要と考えられる。
$\checkmark$ 普及に向けては，「運用体制•費用負担，メリット・デメリット，普及促進の課題」等の観点で比較検討を実施。いずれのモデルにおいて も，運営主体，運営の費用負担，医療機関及び保険薬局の環境整偄が共通の課題と考えられる。

## 【再揭】

## 1．重複調剤等のチェックにおける処方情報•調剤情報連携の仕組みに関する検証

$\checkmark$ 今回，実証の主眼として行つた，処方情報•調剤情報連携のメリットは，紙による処方箋の運用と比べ，処方情報の事前通知による患者来局前の重複調剤等チエツクによる安全•安心な患者への調剤実施が出来ることや，調剤準備における業務効率化の可能性があることを確認出来た。
$\checkmark$ —方，現状の調剤予約サービス（FAX調剂予約や処方箋画像による事前通知の仕組み）を超える，更なる有用性や医療機関•保険薬局のメリットを検討する必要がある。

## 2．電子処方箋を見据えたCDAに関する検証（デモ環境，模擬運用を実施）

$\checkmark$ 模擬電子処方箋CDAに対し，医師•薬剤師HPKIカードを用いた電子署名が出来ることを技術的に確認した。
$\checkmark$ 模擬電子処方箋CDAの処方情報を処方•調剤連携サービスヘ，取り込みが出来ることの技術的な確認及び課題の抽出をした。
$\checkmark$ HPKIカードの普及やアクセスコード提示後に電子処方箋特定を実施する運用等，今後望まれる改善点も薬剤師へのヒアリングにより確認出来た。2020年2月現在，検討されている電子処方箋の運用ガイドライン変更を踏まえつつ，実現に向けた検討が必要である。

## 3．運用方法や体制の在り方，普及展開時のシステム構成に関する検証

$\checkmark$ 普及展開時の想定モデルとして3モデルを整理し，「運用体制•費用負担，メリット・デメリット，普及促進の課題等の観点で比較検討を実施。いずれのモデルにおいても，運営主体，運営の費用負担，医療機関及び保険薬局の環境整厝が共通の課題。
$\checkmark$ 考察として，電子的な処方情報を扱うことを前提とした際のイメージ，メリット，実現の課題について検討を実施。

出典：総務省 医療等分野のネットワーク利活用モテル構築にかかる調查研究調查報告書（概要版）令和2年3月31日 東日本電信電話株式会社

## 総務省：ネットワークを活用した医療機関•保険薬局間連携に関する調査

II－4．総括
－「レセプト情報を活用した診療情報の共有の仕組み」は，レセプトの特性上，データ反映までに一定のタイムラグが発生する「ノンリア ルタイム連携にであるが，ほとんどの医療機関に統一されたデータ形式で保存されている悉皆性や普逼性の観点から診療において十分に役立つと考えられる。
－一方，「処方や調剤情報の共有によるチェックの仕組み」は，処方／調剤時の都度データをアツプロードする「リアルタイム連携」である が，データをアップロードするための統一された方式やデータ形式を確立することが必要であり，そうした噮境整備を行うことで，臨床に資する仕組みとなると考えられる。

| 項目 |  | 医療機関•保険者間連捵 （レセプト情報を活用した診㯫情報の共有の住絸あ） | 医療機関•保険薬局間連港 （処方や調骩情埌の共有によるチェックの仕組み） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 連携形態 |  | ハリアルタイム連携 | リアルタイム連槜 |
| デー夕映／参照までの時間 |  | 毎月のレセプト請求確定後のため，1．5～2力月後 | 処方／調剤時にアップードするためすぐに参照可能 |
| 有用な利 <br> 用シーン | 通常時 | 患者のあいまいな記憶の補完等に利用できる | 薬剤の禁忌／重複チェックヤ楽局業務の効率化が可能 |
|  | 緊急時 | 迅速な対応が求められるため利用は限定的 | 薬剤情報をもとに，患者の直近の病態が把握できる |
|  | 災害時 | テーダ消失のリスク回避し，診療継続がきる |  |
| 特徵 |  | - すべての医療機関のデータが存在する（悉皆性） <br> - データ形式が統一されて保存されている（普遍性） | - すぐにデータが反映される（即時性） <br> - 直近のデータが見られる |
| 課題 |  | - すぐにデータが反映されない <br> - 直近のデータが見られない <br> - 不要なデータが存在する（レセブト病名なと） | - データをアッブロードする方式を導入しないと見られない <br> - 統一されたデータ形式が存在しない |

## ＜本日の内容＞

1．はじめに
2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調査）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方箋運用開始を直前に控えて

4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お薬手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

## モデル事業の実施状況



電子処方篦管理サービス利用状況 令和 4 年 10 月 31 日～12月31日
データ登録件数 $90,241_{\text {件（＊1）}}$


楽局
調剤結果登䩮件数
25,057 件（＊2）
眗刷情報データを含めた合計件数。
（※2）電子処方滗に対応する医療機闌から応需した処方管に加え，非対応の医療機関から応受 した処方箋の調剤倩報が含まれる。

重複投薬等チェック実施件数
155，812件
医療機関 104，105件
（重複投菓等 3,812 件検知） $3.66 \%$
薬局 51，707件
（重複投薬等 4，337件検知）$\Longleftarrow 8.39 \%$

## モデル事業における対応事例

○モデル事業においては，規模を問わず，医療機関，薬局の施設が参加し，実際に患者を巻き込んで，電子処方箋管理サービスでの重複投薬等チェック，処方箋の発行や受付等を実施できており，システム面において概ね問題な く運用されている。
○ また，運用面についても，以下のような対応事例も生じているところ，対応策についてはオンライン説明会での周知や Q A への反映等を行っていく。

## 対虑事例

○診察室，または調剤室に電子処方箋管理サービスと接続する端末がない場合の取り扱い
受付にしセプトコンピュータが設置されているが，診察室，または調剤室に電子処方箋管理サービスと接続する端末がない場合，
電子処方箋にどのように対応するか。
（対応策（1））※医療機関•薬局共通
$\Rightarrow$ 外部と接続されていないが医師•薬剤師が使用する端末が診察室•調剤室にある場合は，
当該端末をレセプトコンピュータ経由で電子処方箋管理サービスと連携する。（タブレット等で対応していた施設もあり）
（対応策（2））※薬局のみ
＝レセプトコンピュータがデータを受け取り，取り込まれたデータを調剤指示書等の用紙に印刷し，調剤室で調剤する。

## ○マイナンバーカードや電子処方箋について患者に説明できない場合の取り扱い

電子処方箋の仕組みや利用方法，マイナンバーカードで受付を行うことのメリット等について患者に，どのように説明すれば患者に理解してもらうか。
（対応策）
$\Rightarrow$ モデル事業では，厚生労働省が提供する周知資料を活用して患者に説明いただくてとで対応（次頁参照）。

出典：162回社会保障審議会医療保険部会（令和5年1月16日）資料

## 周知広報の取組状況

## モデリ事業フォーラム・住民談明会


医療機関•薬局の他，各自治体で使
用可能な周知物を適宜HPに揭載し ています。

な子边方ご訳いよいよ始きること，
より多くの患者に周知するため，メディア向けの説明会など を実施いたします。

- 電子処方箋が令和5年1月26日から開始すること
- 電子処方篭対応の医療機関•薬局での利用方法
- 先行して実施するモデル事業の取組など

現場で搞戠する同知物の配布

－医療機関•薬局内に掲載する周知物として，ポスターを医療機関•薬局に配送済。

- 電子処方箏対応施設は厚労省HPで公開予定です。
- マイナ保険証対応施設のリストはCSVファイルで公開しており，電子処方箋の内容込みの様式を案内済み。PHR事業者•電子版お楽手帳アフリ事業者に対応依頼済。



## 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備

医薬•生活衛生局総務課

令和 4 年度補正予算額 34 億円（ - ）※（）内は前年度当初予算頡

## 1 事業の目的

電子処方箋管理サービスは個人の身体•健康に関する情報を取り扱うとともに医薬品の処方に直結するという性質上，一度，不具合等の問題が発生した場合，患者をはじめとした関係者に甚大な影響が及ぶ恐れがある。
令和5年1月から導入が開始される電子処方箋管理サービスについて必要なシステムの改修，システムの動作や運用に関して検証作業を実施のうえ，その結果をフィードバック，全国の医療機関•薬局やそのシステムベンダ及び一般国民 に対して，電子処方箋導入のための説明会，周知広報等を実施し安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行う。

## 2 事業の概要・スキーム



1．電子処方䈅管理サービスの円滑運用に向けた環境整備（ 30.5 億）
1）電子処方輚管理サービスの追加開発•改修費用，
－運用開始後に新たに整備が必要となる追加システムの開発及び改修要 する費用
2）電子処方箋管理サービスの稼働準備支援等

- システム設計•開発費等の工程管理
- 運用開始直後のフォローアップに要する費用

3）電子処方箋管理サービスのコールセンター
－医療機関 • 薬局向けポータル及びコールセンター

2．電子処方箋を活用したモデル事業（ 0.6 億）
1）事例の収集及びガイドライン等の作成

3．電子処方簙に関する周知広報事業（3億）
1）医療機関•薬局及びべンダ向け説明会，周知広報等の実施
2）一般国民向け周知広報の実施

## 3 实施主体等

実施主体： 1 は社会保険診療報㖄支払基金 $\quad 2$ ， 3 は民間団体等で実施

出典：162回社会保障番議会矤療保续郚会（分和5年1月16日）資料

## 保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPK I）普及事業

医薬•生活衛生局総務課
令和 4 年度補正予算額 22 億円（ - ）※（）内は前年度当初予算皟

## 1 事業の目的

電子処方箋には，真正性を確保するために医師等の電子署名（＊）を付すこととしているが，オンライン資格確認等システムが導入される医療機関の全ての常勤医師及び薬局の全ての薬剤師が，電子処方箋へ電子署名が行えるよう，電子署名の仕組みとして，現時点で利用可能であるH P K I カー ドの普及を図るためHPKIの認証局にHPKIカード発行費用を補助をする。また，HPKIカードの発行を前提に，カードの紛失や緊急に処方䈅に署名が必要な場合といった万が一の事態に備えてカードレスでも電子署名することができるクラウド署名サービスの構築を行い，その利便性の向上を図る。

 て実際に事業者から既に提供されている雨子署名等はHPKIカードのみみとなっている。

## 2 事業の機要・スキーム

## ＜厚生労働省＞

（認証局を監査，認証局間を相互接続）
H P K I の仕組み

## 医療情報化支援基金の補助率の見直し



## 電子処方䈉管理サービス導入費用の補助率の見直し

－令和5年度に電子処方箋管理サービスを導入した施設の補助率を引き上げる。
（令和4年度に導入した施設の補助率と同率にする。）

|  | 大規模病院 （病㕅数200本以上） | 病院 （大規相雨億以外） | 診療所 | 大形于一蔡局 （サルーブ過方気の受付 か月4万回以上の雨局） | 薬局 <br>  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和4年度導入完了した施設 | 162．2万円を上限に補助 ※事業額の486．6万円を上限にその <br> 1／3を補助 | 108.6 万円を上限に補助 ※事業額の325．9万円を上限にその <br> 1／3を補助 | 19．4万円を上限に補助 ※事業額38．7万円を上限にその <br> $1 / 2$ を補助 | 9．7万円を上限に補助 ※事業額38．7万円を上限にその <br> $1 / 4$ を補助 | 19．4万円を上限に補助 ※事業額38．7万円を上限にその <br> 1／2を補助 |
| 令和 5 年度導入完了した施設 | 162．2万円を上限に補助 ※事業額の486．6万円を上限にその 1／3を補助 （見直し前： $1 / 4$ ） | 108.6 万円を上限に補助 ※事業額の325．9万円を上限にその <br> 1／3を補助 <br> （見直し前 ： $1 / 4$ ） | 19．4万円を上限に補助 ※事業額38．7万円を上限にその <br> 1／2を補助 <br> （見直し前 ： $1 / 3$ ） | 9．7万円を上限に補助 ※事業額38．7万円を上限にその 1／4を補助 （見直し前： $1 / 5$ ） | 19．4万円を上限に補助 ※事業額38．7万円を上限 にその <br> 1／2を補助 <br> （見直し前： $1 / 3$ ） |

＜補助の対象となる事業〉
（1）～3）については，上記電子処方箋管理サービス導入費用の補助率による。（消費税分（ $10 \%$ ）も補助対象であり，上記の上限額は，消
費税分を含む費用額）
（1）基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム，レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
（2）接続•周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業，医師•楽剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用
（3）システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査•設計，システムセットアップ，運用テスト，運用立会い等

出典：162回社会保障審議会医療保険部会（令和5年1月16日）資料

## 調剤薬局内システム構成

薬局様店舗内に以下の用意が必要です。

- インターネット接続PC：「ちょうかいネット（ID－Link）」•「調剤情報クラウド」にインターネットで接続
- 調剤情報送信端末：レセコンPCから出力されたNSIPSデータを調剤情報クラウドに送信する端末
- レセコンPCと接続
- レセコンPCの設定
：調剤情報送信端末としセコンPCをLANで接続
：NSIPSデータの出力を設定（共有フォルダに出力）


> 2018年11月稼働開始 $80 \% ~(47 / 59)$ 参加

ちようかいネット 薬局の調剤情報を参照できる


出典：令和4年電子処方箋モデル事業フォーラム・住民説明会（令和4年10月2日）基調講演資料（日本海総合病院）
（令和4年10月2日）

調剤情報共有システム
1 年間のデータ分析 ：同意取得患者（ 8,107 人）

|  |  | 年間 | 65歳以上 <br> 割合 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 発生割合 |  |  |  |

処方箋発行医療機関

- 処方箋発行における課題
- 処方䇝に疑義照会が行われた場合の課題
- 当該医療機関の各種マスタに関連した課題
- 重複チェック・（相互作用チェック）に関する課題
- 調剤情報を病院情報システムに反映させる面での課題（特に疑義照会）
- オン資で得られる情報の院内システムにおける活用に関する課題
- オン資の運用に関する課題


## 処方箋受入薬局

- 処方箋受付における課題
- 処方筊に疑義照会が行われた場合の課題（情報の共有方法）
- 当該薬局の各種マスタに関連した課題
- 薬局のシステム（しセプトシステム，薬歴管理システム等）に関連した課題
- オン資の運用に関する課題


## 



処方箋の電子化に向けて （2012年4月）

電子処方篭の実現について （2013年7月）

2．紙媒体の処方笺の運用の形態
ここでいう処方嘎の運用とは，保険診療に伴い患者に交付された処方箋の運用を念頭においている。医師又は蒾科医師（以下「医師等」という）が行う医療行為の中には，医療保険を利用しない）もの（例えば，自費による診療，自動車賠償責任保険による診療等）もあるが，多くの医療行為は医療保険を利用し たものであることや，保険診療における運用が可能であれば，応用が可能と考えられることから保険診療に伴い交付された処方箋の運用を念頭においた記載とした。また，この他にも医療機関内で用いられている処方箋について も，今後所要の検討が必要であると考えられる。

医寮機関内で使用されている殆どの医薬品は処方筊医薬品である院内処方笺（外来患者，入院患者）
病棟定数配置薬（内服薬，外用薬，注射薬）
処置用薬剤（注射薬，外用薬，放射性医薬品，治療用アレルゲン工キス）
検査用薬剤（造影剤，検査用薬，放射性医薬品，診断用アレルゲンエキス）

医療機関内で使用される処方箋医薬品が現実としては全て処方箋の形をとって使用されているわけではないが．．．

医療機関内で用いられている処方箋等の電子化については，原点にたち帰って，多面的かつ柔軟に検討を行う必要がある

## 院内処方篦における課題

## 第26条（処方せんへの記入等）

薬剤師は，調剤したときは，その処方せんに，調剤済みの旨（その調剤によつて，当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは，調剤量），調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し，かつ，記名押印し，又は署名しなければならない。

薬剤師法施行規則（処方嘎の記入事項）
第15条 法第26条の規定により処方箋に記入しなければならない事項は，調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか，次のとおりとする。
1 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
2 法第23条第2項の規定により医師，柬科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には，その変更の内容
3 法第24条の規定により医師，歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確かめた場合には，その回答の内容
薬剤師法施行規則第16条（調剤録の記入事項）
法第28条第2項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は，次のとおりとする。ただし，その調
剤により当該処方せんが調剤済みとなつた場合は，第1号，第3号，第5号及び第6号に掲げる事項のみ記入す ることで足りる。
1 患者の氏名及び年令
2 薬名及び分量
3 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた年月日
4 調剤量
5 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名
6 情報の提供及び指導の内容の要点（新設）
7 処方せんの発行年月日
8 処方せんを交付した医師，歯科医師又は獣医師の氏名
9 前号の者の住所又は勤務する病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
10前条第2号及び第3号に掲げる事項
2 法第23条第2項の規定により医師，歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には，その変更の内容 3 法第24条の規定により医師，歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確かめた場合には，その回答の内容

# 院内処方嘎（外来患者）については患者に交付する調剤薬の <br> 調剤鑑査終了二調剤済と考えればよい 

院内処方箋（入院患者）については通常薬剤部から病棟へ払出し た段階で「調剤済」としていると思われるが，もしその段階で調剤済とするとその後の処方変更に対しては処方嘎の取消•再発行が必要となってしまい，実施分と未実施分とで扱いに問題が生じる

本来なら「与薬準備完了」あるいは配薬直前に行われる鑑査終了時 が「調剤済」となると思われるが，病棟薬剤師の存在等によって状況が異なる対応を考える必要がある


> 入院処方箋に関しては，全て単位を「1回」の粒度にしておいて入院処方嘎をリフィル処方箋として運用する等実質的な対応を図るのは一つの方法だと思われる

## 院内処方嘎における課題等

薬剤師法第19条（調剤）
楽剤師でない者は，販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし，医師若しくは蒾科医師が次に掲げる場合
において自己の処方せんにより自ら調剤するとき，又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは，この
限りでない。
1 患者又は現にその看護に当たつている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合
2 医師法（昭和23年法律第201号）第22条各号の場合又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第21条各号の場合

医師法第22条（処方せんの交付義務）
医師は，患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には，患者又は現にその看護に当つて いる者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし，患者又は現にその看護に当つている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては，この限りでない。
1 暗示的効果を期待する場合において，処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
2 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え，その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
3 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
4 診断又は治療方法の決定していない場合
5 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
6 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合
7 覚せい剤を投与する場合
8 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合
病棟定数配置薬（内服薬，外用薬，注射薬）
処置用薬剤（注射薬，外用薬，放射性医薬品，治療用アレルゲンエキス）
検査用薬剤（造影剤，検査用薬，放射性医薬品，診断用アレルゲンエキス）

これらの薬剤（処方箋医薬品）と電子処方箋との関係をどのように位置づけるのか？医 師 法：処方せん非交付事例に該当するといえるのか？
薬剤師法：医師を調剤者とするのか？
違法とならないよう智惠を出し合って論理立てを行う必要がある

## 医薬品の名称について



| 因蔯蒿湯 Q 検索 | オースギ茵ちん蒿湯エキスG（XML） |
| :---: | :---: |
| 茵ちん蒿湯 Q 検索 | オースギ茵ちん蒿湯エキスG |
|  | クラシエ茵ちん蒿湯エキス細粒 |
|  | コタロー茵ちん蒿湯エキス細粒 |
|  | ツムラ茵ちん蒿湯エキス顆粒（医療用） |
|  | テイコク茵ちん蒿湯エキス顆粒 |
|  | コタロー茵ちん蒿湯エキスカプセル |
| いんちんこうとう ${ }_{\text {検索 }}$ | ツムラ茵ちん蒿湯エキス顆粒（医療用） |
|  | テイコク茵ちん蒿湯エキス顆粒 |

正式商品名：ツムラ茵蔯蒿湯エキス顆粒（医療用）


マスタ商品名：ツムラ茵ちん蒿湯エキス顆粒（医療用）
薬価基準収載名（告示名称：ファイル）
：ツムラ茵ちん蒿湯エキス顆粒（医療用）
薬価基準収載名（告示名称：官報）
：ツムラ茵蔯蒿湯エキス顆粒（医療用）
しセ名称（ファイル）：ツムラ茵ちん蒿湯エキス顆粒（医療用）

## 医薬品の名称について

商品名の文字数は2文字～45文字
診断用アレルゲン皮内エキス治療用アレルゲンエキス皮下注「トリイ」ハウスダスト1：1，000
規格を示す文字には統一がない
単位，
千単位， 1000 単位， $1, ~ 000,0.1$ 万単位
万単位， 10000 単位
官報告示に使用される特殊文字


漢字の種別や規格における課題について整理を行い電子処方箋用標準名称を作成しても良いのではないか

モデル事業においては，様々な課題が示されると思うが，これらの課題が実運用開始までに全て解決するとはとても思えない状況である
また実運用が開始されれば，モデル事業では示されなかった課題も顕在化する と思われる
院内処方箋，医療機関内における処方箋医薬品等に対する課題を
どのように解決していくのかについては，ここ $1 ~ 2$ 年で集中的に検討を重ね
る必要がある（法に対する柔軟な解釈が必要不可欠）

正直言って「なし崩し的に」電子処方箋が実運用に入るため，現場はもとより，患者からも歓迎されるとは考えにくい（何のために電子処方箋を利活用するの か？患者にとって新たなメリットはあるのか？）

長期的にみたメリットを医療関係者がいかに理解し，それを丁寧に患者に説明 することができるのかが問われている
このような状況をただ単に批判をするのではなく，いかにしたら課題を解決するための智惠を示すことができるかが問われている当事者意識を持って地道に課題解決のための努力をし，かつ皆が協力して課題解決を図ろうではないか

## ＜本日の内容＞

## 1．はじめに

2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調査）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方䇳運用開始を直前に控えて
4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お薬手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

## 適正な薬物療法の評価を行うために



薬物療法における薬剤師の果たす役割処方設計から服薬後まで多職種協働の下で積極的に関与

## 服薬指導における医師•薬剤師の役割分担

保健指導を行う義務
インフォームド・コンセント
（医師法第23条）努力規定（医療法第1条の4）薬剤投与の目的具体的効果副作用がもたらす危険性

医師法第24条
医師は，診潦をしたときは，遅滞なく診潦に関する事項を診㞠録に記載しなけれはなら ない。
チーム医療としての情報提供
（医療法第1条の2）


情報提供•指導義務十記録義務
（改正薬剤師法第25条の $2+$ 第 28 条第2項）

## 服薬指導における医師•薬剤師の役割分担



薬物療法において医療スタッフが共有すべき情報
○当該病棟において使用されているハイリスク薬の一覧及び服用（使用）患者一覧
○持参薬にハイリスク薬が含まれている場合にはその管理方法
○投与時に特に注意が必要な薬剤名とその投与患者一覧
○転倒•転落事故の要因となり得る薬剤とその服用患者一覧
○持参薬を使用している患者名及び持参薬の内容
○服薬時に困難が生じている患者とその内容（医師を含めて剤形変更，処方変更等の検討）
○ アナフィラキシーショックを起こす可能性のある薬剤投与患者一覧
○休薬期間が必要な薬剤（投与日等が限定されている薬剤）の薬剤名と投与患者一覧
○厚労省で出されている「重篤副作用マニュアル」に記載されている情報
○新規採用薬品に関する情報
○適応外使用に関する当該医療機関の定める手順に関する情報
○禁忌薬を使用する場合における当該医療機関の定める手順に関する情報

## 適正な薬物療法確保のための看護師の役割

1．病棟薬剤師が存在している場合に共有すべき情報
○当該病棟において投与されているハイリスク薬において発生しうる有害事象 とその初期症状
○サリドマイド系薬剤（サレド，レブラミド，ポマリスト）の服用患者がいる場合には，特別な管理方法が存在するので，それらに関する情報
○当該病楝において使用されている医楽品で，リスク管理計画（RMP）が定 められている医楽品の一覧，及び当該薬剤の使用患者において留意すべき事項に関する情報
病棟薬剤師とは以下の事項についてコミュニケーションを図る事が重要
少しでも疑問が生じた場合には，即座にそれを具体的に薬剤師に尋ねる姿勢が必要
○医薬品に関する事故・ヒヤリ・ハット事例等について情報共有を図る
○副作用救済制度也医薬品•医療機器等安全性情報報告制度等，医薬品に関連 する各種制度に関する情報
○当該病棟での新規採用医薬品に関する情報（留意点）と使用患者一覧
○当該病棟において実施されている適応外使用に関する情報（留意点）と使用患者一覧
○当該病棟において実施されている禁忌薬使用に関する情報（留意点）と使用患者一覧

## 適正な薬物療法確保のための看護師の役割

2．病棟薬剤師が存在していない場合に共有すべき情報
病棟薬剤師が存在していない場合においては，2枚前のスライド に示した「薬物療法において医療スタッフが共有すべき情報」をど のように共有するかについて薬剤部と話合いを行い，定期的に薬剤師と打合せを行うような機会を設けることが重要

また，それらの機会の他に薬剤師が薬剤管理指導をするために病棟を訪れた際あるいは薬物療法等に関して疑問が生じた場合には， ためらわず医薬品情報室（D｜室）也調剤室に確認を取ることが重要

近年，医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しているため，医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から， チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が主体的に楽物療法に参加することが非常に有益である。 また，後発医薬品の種類が増加するなど，薬剤に関する幅広い知識が必要とされているにもかかわらず，病棟や在宅医療の場面において薬剤師が十分に活用されておらず，注射剤の調製（ミキシリグ）や副作用のチェック等の薬剤の管理業務について，医師や看護師が行っている場面も少なくない。

## （1）薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については，現行制度の下において薬剤師が実施することができることから，薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

```
(1)薬剤の種類, 投与量, 投与方法, 投与期間等の変更や検査のオーダについて,医師•薬剤師等に
    より事前に作成•合意されたプロトコールに基づき, 専門的知見の活用を通じて, 医師等と協働
    して実施すること。
(2)薬剤選択, 投与量, 投与方法, 投与期間等について,医師に対し積極的に処方を提案すること。
@3薬物療法を受けている患者(在宅の患者を含む。) に対し, 薬学的管理(患者の副作用の状況の
    把握,服薬指導等)を行うこと。
(4)薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき, 副作用の発現状況や有効性の確認を行うと
        ともに, 医師に対し, 必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
(5)薬物療法の経過等を確認した上で, 医師に対し, 前回の処方内容と同一の内容の処方を提案する
    こと。
(6)外来化学㙩法を受けている患者に対し, 医師等と協働してインフォームドコンセントを実施する
    とともに, 薬学的管理を行うこと。
(7)入院患者の持参薬の内容を確認した上で, 医師に対し, 服薬計画を提案するなど, 当該患者に対
    する薬学的管理を行うこと。
88定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため, 処方内容を分割して調剤すること。
(9)抗がん剤等の適切な無菌調製を行うこと。
```

現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフトノシェアの推進について

[^4]
## タスク・シフト／シェアの推進について新たな通知が出された （令和3年9月30日）が，この実施に関しては各医療機関におい

3. て医師•看護師•薬剤師等の間でプロトコルの作成に際して
（1）周術期における薬学的管理等
周術期における薬剤管理等の薬剤に関連する業務として，以下に掲げる業務について は，薬剤師を積極的に活用することが考えられる。

ア 手術前における，患者の服用中の薬剤，アレルギー歴及び副作用歴等の確認，術前中止薬の患者への説明，医師•薬剤師等により事前に取り決めたプロトコールに基づく術中使用薬剤の処方 オーダーの代行入力（※），医師による処方後の払出し
イ 手術中における，麻酔薬等の投与量のダブルチェック，鎮痛薬等の調製
ウ 手術後における，患者の状態を踏まえた鎮痛楽等の投与量•投与期間の提案，術前中止薬の再開 の確認等の周術期の薬学的管理
（※）「代行入力」とは，医師が確認•署名等を行うことを前提に，医師以外の者が電子力ルテに処方や検査の指示等 を入力することを指す。薬剤師においては，必要に応じて，疑義照会や処方提案を行う。以下同じ。

## （2）病棟等における薬学的管理等

病棟等における薬剤管理等の関連する業務として，以下掲げる業務については薬剤師を積極的に活用することが考えられ。

ア 病棟配置薬や調剤後の薬剤管理状況確認
イ 高カロリー輸液等の調製，患者に投与する薬剤が適切に準備されているかの確認，配合禁忌の確認や推奨される投与速度の提案

現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェアの推進について厚生労働省医政局長通知医政発0930第16号令和3年9月30日
（3）事前に取り決めたプロトコールに沿って行う処方された薬剤の投与量の変更等
薬剤師が，医師•薬剤師等により事前に取り決めたプロトコールに基づき，薬物治療モ二タリング （TDM）や検查のオーダーを医師等と協働して実施し，医師の指示により実施された検查の結果等を確認することで，治療効果等の確認を行い，必要に応じて，医師に対する楽剤の提案，医師による処方 の範囲内での薬剤の投与量•投与期間（投与間隔）の変更を行うことは可能である。
また，薬剤師が，医師•薬剤師等により事前に取り決めたプロトコールに基づき，薬物療法を受けて いる患者に対する薬学的管理（相互作用や重複投薬，配合変化，配合禁忌等に関する確認，薬剤の効果副作用等に関する状態把握，服薬指導等）を行い，その結果を踏まえ，必要に応じて，服薬方法の変更 （粉砋，一包化，一包化対象からの除外等）や薬剤の規格等の変更（内服薬の剤形変更，内服薬の規格変更及び外用薬の規格変更等）を行うことは可能である。こうした変更を行った場合，医師，看護師等と十分な情報共有を行う必要がある。
なお，病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には，医師と協働して実施する必要がある。

このほか，薬剤師が，医師•薬剤師等により事前に取り決めたプロトコールに基づき，入院患者の持参薬について，院内採用の同種同効薬への変更処方オーダーの代行入力を行い，医師による処方後，払出すことは可能である。

投与量•投与期間（投与間隔）の変更を行った場合は，医師，看護師等と十分な情報共有を行う必要がある。

## 病院薬剤師のタスク・シフテ／シェア

（4）薬物㙩法に関する說明等
医師による治療方針等の説明後の薬物療法に係る治療スケジュール，有効性及び副作用等の患者 への説明や，副作用軽減のための対応方法と記録の実施等についての患者への説明については，
薬剤師を積極的に活用することが考えられる。
また，患者の苦痛や不安を軽減するため，薬物療法に関して，必要に応じて患者の相談に応じ必要 な薬学的知見に基づく指導を行うなどの対応についても，薬剤師を積極的に活用することが考えら れス
⑤現行の病院情報システムは，医師のオーダリングから発生して いるため，チーム医療を前提としていない
需薬剤師が関連する部分は薬剤部門システムでの対応を前提とし事ているが，このようなタスクシフトノシェアに対して部門シス総 テムで解決することは不可能に近いのではないか
容タスクシフト ノシェアを前提として，それらの記録を正確に行 うためには，病院情報システムの再構築が必要なのではないか
担軽減に繋がることが期待される。
（6）糖尿病患者等における自己注射や自己血糖測定等の実技指導
薬剤師が，服薬指導の一環として，糖尿病患者等の自己注射や自己血糖測定等について，練習用注射器等を用いて，注射手技等の実技指導を行い，患者が正しい手順で注射できているか否かなど の確認等を行うことは可能である。ただし，薬剤師が患者に対して注射等の直接侵襲を伴う行為を行うことはできない。

薬生総発O4O2第1号 平成31年4月2日厚生労働省医薬•生活衛生局総務課長通知

## 調剤業務のあり方について

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条においては，医師，歯科医師又 は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときを除き，薬剤師以外の者が，販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定しています。

調剤業務のあり方については，平成28年度厚生労働科学特別研究事業「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において，「機械の使用や薬剤師の指示により他の従業者に行わせること」について検討が行われていたところであり，当該研究結果も踏まえ，厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（平成30年12月25日）において，薬剤師の行う対人業務を充実させる観点か ら，医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があり，「調剤機器や情報技術の活用等も含 めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされたところです。

このため，調剤業務のあり方について，薬剤師が調剤に最終的な責任を有する ということを前提として，薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方について，下記のとおり整理しましたので，業務の参考としてい ただくようお願いします。

なお，今後，下記2に示す業務を含む具体的な業務に関しては，薬局における対物業務の効率化に向けた取組の推進に資するよう，情報通信技術を活用する ものも含め，有識者の意見を聴きつつ更に整理を行い，別途通知することとし ていることを申し添えます。

1 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき，以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは，差し支えないこと。なお，この場合であっても，調剤した薬剤の最終的な確認は，当該薬剤師が自ら行う必要があること。

- 当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること
- 薬剤師の薬学的知見も踏まえ，処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと
－当該業務を行う者が，判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること

> 2 具体的には, 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき, 当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品(PTP シート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品) の必要量を取り揃える行為, 及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為については, 上記 1 に該当するものであること

3「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」（平成27年6月25日付薬食総発0625第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき，薬剤師以外の者が軟膏剤，水剤，散剤等の医薬品を直接計量，混合する行為は，たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても，引き続き，薬剤師法第19条に違反すること。ただし，このことは，調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妒 げる趣旨ではない。

4 なお，以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは，調剤に該当しない行為として取り扱って差し支え ないこと。

- 納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
- 調剤斎みの薬剤を患者のお薬力レンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為，電子画像を用いてお薬力レンダーを確認する行為
- 薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく，卸売販売業者等から取り寄せた場合等に，先に服薬指導等を薬剤師が行った上 で，患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為

5 薬局開設者は，薬局において，上記の考え方を踏まえ薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあっては，保健衛生上支障を生ずる おそれのないよう，組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から，当該業務の実施に係る手順書の整備，当該業務を実施 する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること。

薬剤師の指示書の存在が求められる。基本的に病院情報システムと各種調剤機器を直接接続することは避けるべき（薬剤師の処方監査プロセスを組み込むこと）

## 薬剤師の対物業務の外部委託等も議論に



薬事日報2018年5月21日

## 薬剤師の対物業務の外部委託等も議論に

調剤業務の部分委託（日本薬剤師会，日本病院薬剤師会は現時点では否定的ではあるが）
長い目でみれば外部委託や薬局のセントラル化に移行することは当然の流れではないかと思われる。
医療機関や薬局の薬剤調製業務の外部委託が可能になれば患者へのパッケージ業務のロボット化が進展すると思われる目的は病棟業務•対人業務の更なる拡張であり，
外部委託は手段にす ぎない
＊ロボットは一定の基準（UIS又は業界標準：ロボットの品質保証） を満たしたものであることが最低限必要


薬事日報2018年5月21日
（和歌山県病薬での講演に関する記事）
薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

## 薬局薬剤師の業務及び機能に関するワーキングループとりまとめ

## 対物業務の効铄化：調剤業務の一部外部委託 <br> （とりまとめ P 10～P15）

－規制改革推進会議医療•介護•感染症対策ワーキンククリープにおける議論等も参考にして，調剤業務の一部外部委託 について議論を行つた。

## 基本的な考え方（主なもの）

- 外部委託の目的は，対物業務の効率化を図り，対人業務に注力できるようにすること。
- 外部委託を行うことにより，患者の医療安全（医薬品の安全使用）や医薬品アクセスが璚かされてはならない。
- 影響が未知数であるため，効果や影響等を検証するという観点から適切な範囲で開始し，検証後に見直しを行う。


## 対施斻（主を内容）※以下について，具体的な内容の検討を進める。

## 1．外部委託の対象となる業務

$>$ 当面の間，一句化（直ちに必票とするもの，散剤の一包化を除く）とすることが適当
＞実施が可能となった後に，安全性，地域医療への影響，薬局のニース，その他地域の薬局の意見等の確涊を行い，その結果を踏まえ，必票に応じ て対愛の拡大（例 ：高齢者施設入居者への調剤）について㯖討を行う。

## 2．委託先


＞実施が可能となった後に，安全性，地域医療への影響，外部委託の提供体制や提供実績，地域の薬局の意見等の確認を行い，その結果を踏ま え，必票に虑して選寺事項や委託元と委託先の距啡について見直しを行う。


## 3．安全性

＞医療安全か確保されるよう，EUのADDガイドライン※2などを参考に基準を設ける必要がある。
〉 その他，（1）手順書の整備や教育訓練，（2）適切な情報連携体制の構築，維持，（3）委託元の指示の記録や，委託先での作業か確認できる記録の保存，（4）委託元の楽局による最終監査，（5）国や自治体による委託先の監視指導，（6）委託元の薬局による調剤設計の段階での患者への聞き取り，等が必要。
※2 Automated Dose Dispensing：Guidelines on best practice for the ADD process，and care safety of patients（2017 欧州評㳟会）
4．その他
入委託先及び委託元における薬機法及ひ薬剤師法上の義務や責任について整理し，必要な見直しを行う。
＞外部委託を利用する場合には，患者に十分說明して同意を得る。
※その他，対応方針について以下のような意見があった。
－一包化に付帯する処方（軟言剤，湿布薬，頓服楽等），一包化が必要な患者と同一建物内（高齢者施設）に居住する患者への処方についても外部委託を可能とすることを検討すべき。

- 一包化のみに限定することで外部委託が進まず，ニーズの把握や安全性•有効性の評価が困難な場合は，外部委託の対象を再検討する必要がある。
- 同一の三次医療圏内に委託先がない場合，隣接する医療圏の委託先の利用を認めるなど，空白地域を作らないよう，弾力的な運用を可能とすべき。4


## 経団連も外部委託に要望を提出

調剤業務外部委託の 解禁 を求める（2022年6月）
1．委託先の範囲，距離制限•地理的について
委託先は元と同一法人内に限定すべきでない。
委託元と委託先の間に距離制限•地域制限を設けるべきではない。
2．委託可能な業務の対象範囲について
一包化のみではなく，高齢者施設の入所者をはじめとする在宅医療に関する調剤 も含めるべきである。
当初は一包化と高齢者の入所者をはじめとする在宅医療に関する調剤を対象範囲 にするとしても，引き続き検討を継続することとし，今後実証実験の実施など を通して，順次広げていくことを前提とすべきである。

3．患者への配送について
委託先から患者に直接配送する方法も選択肢として可能べきである。
委託元による薬剤の確認方法として，画像等による確認を認めるべきである

4．処方篦の 40 枚規制について
枚数による規制ではなく，業務プロセスやアウトカムによる評価とするなど，制度設計や規制の在り方を抜本的に見直すべきである。

## 第9回／医療•介護•感染症対策WG•論述の論点 資料2－4

医療者としての薬剤師•患者に寄り添う＂対人＂職能強化の為に「薬剤調製の外部委託は必然のこと」との前提で！ （調剤の外部委託という文言は使うべきでない）

①薬剤師の指示書に基づく薬剤調製の外部委託は認めるべき ＊対人業務の高質化を図る上では必然と考える（特に中小病院も優先）
＊2011年策定の調剤指針13改定からの流れを早急に具体的業務に反映 ＊2020年診療報酬改定「調剤管理料」「薬剤調製料」分離の意味認識
＊調剤設計•管理•処方提案・モニタリング等の本来業務の高質化推進 ＊前提として「品質管理」対策徹底 ex薬袋へのロット\＆期限記載義務付 ②外部委託の実施に関しては「一包化」「取り揃え」は必須 ＊先ずはここから始める 混合／計量はプロセス見える化が必要

## ③規制制度改革には議論と実践（実証実験）との併走が重要

＊規制当局での委員会等の議論も重要だが・••・スピード感欠如
＊国家戦略特区「デジタル田園健康特区」の活用を考えるべき

# 患者への交付方法の違い 

## 米国等

中央薬局でボトルにリパッケージして交付 doctor ordered tràger lersey as a high－tech usiness


日本
PTPや一包化して薬袋で交付


片面透明型

欧州等
販売包装単位（箱）で患者に交付


キオスクファーマシー

＜リパッケージにおけるプロセス等＞


## ＜本日の内容＞

1．はじめに
2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調査）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方箋運用開始を直前に控えて
4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お薬手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

薬局，かかりつけ薬剤師に求められたのは

## 



[^5]
## 1 地域連携薬局の基準等

（3）薬局開設者が，過去1年間において，当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均30回以上報告及び連絡させ た実績があること。

## 2 専門医療機関連携薬局の基準等

（1）新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は，がんとすること。
（3）新法第6条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める基準は，次のとおりとすること。 （3）薬局開設者が，過去1年間において，当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する（1）の傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について（1）の医療機関に勤務する薬剤師その他 の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。

薬局からの情報提供が薬局機能の認定要件になっていることから医療機関はその情報の受け皿及びその情報を診療録に反映させる方法を明確に確立しておくことが必須である

## 病院情報システムが標準で装備しなくてはならない機能となる

＜改正薬機法•薬剤師法に対する病院薬剤師の責務 ＜対応の例＞対応に着手することが重要
（1）地域連携薬局，専門医療機関連携薬局の認定状況について情報収集を行う仕組みの構築（県薬や支部薬剤師会との連携）
②外来患者が調剤を受けている薬局に関する情報を収集する仕組 みを検討•構築する
3）薬局から提供される情報の受入体制•診療録への反映方法等に ついて院内で仕組みを検討•構築する（手順書に記載）


## 病院薬剤師と薬局薬剤師間の情報連絡書

（この運用を確実に行う方法の確立が急務）

○当面は日薬•日病薬で作成された「楽剤適正使用のための施設間情報連絡書」を使用して病院薬剤師•薬局薬剤師が情報を共有（お薬手帳は対患者）
O将来は「地域医療ネットワーク」の利活用で医療機関のカルテ情報等を薬局が直接閲覧？

①患者が調剤を受けている薬局に関する情報 を入手することが必要
（2）当該薬局の薬局機能認定制度への対応状況 を把握
（3）当該薬局との情報共有化の仕組みの構築
現在は紙べースで構築されている施設間情報連絡書だが，薬機法で新たに定められた薬局から医療機関への情報提供も含め，地域医療医療ネットワークの情報の流れは双方向を基本とするように考え直 す必要があるのではないか







## ＜改正された薬機法が病院情報システムに与える影響＞

薬機法 第1条の5（医薬関係者の責務）
（略）
2 薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は，薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため，医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設において診寮又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより，医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。

薬局から情報（最終確定処方情報を含む）が戻された場合 に，当該情報を診燎録に反映させる仕組みをどのように構築するのか

○薬局からの情報をどこが受け，誰か診尞録に記載するのか （診療報酬ではなく，薬機法への対応であることに留意）
○医療機関側の対応を早期に決定し，公表する必要がある （手順書の改訂が必要）
〈病院薬剤師も薬局との情報共有を強化すべきではないか＞退院患者に関する情報をどのように薬局に伝達するのか

○法は薬局薬剤師に努力義務を定めているが，病院薬剤師も
法の趣旨を準用して，対応をすべきではないかと思われる

## 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

第1回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（R2．7．10）資料より

## 検討会での検討事項（案）

（4）今後の薬剤師のあり方 （略）
今後の薬剤師の業務としては，ICT の活用や機械化等による対人業務の充実や業務効率化の取組に加え，今般の新型コロナウイルス感染症に伴う業務変化も踏まえながら，将来的な業務予測を行う。 （略）

## 薬局のシステム化の状況 日本保険薬局協会 調查結果

貴薬局（店舗）にご導入している機器について教えてください（複数回答可）回答薬局数 172薬局


## ＜本日の内容＞

1．はじめに
2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調查）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方箋運用開始を直前に控えて
4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お楽手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

## 電子版お薬手帳について

## 

## 【お薬手帳とは】

患者の服用歴を記載し，経時的に管理するもの。
－患者自らの健康管理に役立つほか，医師•薬剤師 が確認することで，相互作用防止や副作用回避に資 する。

## 【電子版お薬手帳のメリット】

（1）携帯電話やスマートフォンを活用するため，携帯性が高く，受診時や来局時にも忘れにくい。
（2）データの保存容量が大きいため，長期にわたる服用歴の管理が可能。 （3）アプリケーション独自に運動の記録や健診履歴等健康に関する情報を管理する追加機能を備えているものもある。

## 峝子版お楽三于帳の機能

（1）薬剤情報等の記録
$\rightarrow$ QRコード等で薬剤情報の取り込み又は患者が手入力で記録
（2）医療関係者への提示



画像：（1）（2）日本薬剤師会 eお薬手帳より （3）PHC株式会社ヘルスケア手帳より52

中医協資料（令和元年6月12日：総一2）より引用

## ＜改正された薬機法〉 お薬手帳の法的位置付け

第9条の3（調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等）
薬局開設者は，医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用の ため，当該薬剤を販売し，又は授与する場合には，厚生労働省令で定めるところにより，その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に，対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により，厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式，磁気的方式そ の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機によ る情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録されて いるときは，当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの を含む。）を用いて必要な情報を提供させ，及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなけれ ばならない。
＜改正薬機法施行規則＞
第15条の13
薬局開設者は，法第9条の3第1項の規定による情報の提供及び指導を，次に掲げる方法により， その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
1•2（略）
3 当該薬剤を使用しようとする者が患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的か つ経時的に管理できる手帳（別表第一を除き，以下単に「手帳」という。）を所持しない場合はその所持を勧奨し，当該者が手帳を所持する場合は，必要に応じ，当該手帳当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。 4～6（略）

## 電子版お薬手帳について

平成 27 年度厚生党働省委标事業
電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調查検討事業 報告書 https：／／www．mhlw．go．jp／file／O6－Seisakujouhou－11120000－lyakushokuhinkyoku／honbun．pdf

## JAHIS 電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 Ver2．0

Ver1．0：医療機関•薬局から患者等に渡すお薬手帳のデータセットを検討し，技術文書としてまとめた。
Ver1．1：紙媒体のお薬手帳における医科診尞報酬点数，歯科診療報酬点数，および調剤報酬点数の算定要件 として記載すべき項目を出力できるよう，不足していた項目を追加した。
Ver2．O ：紙媒体のお薬手帳と同様に必要に応じて医療関係者が閲覧できるように，患者等から医療機関または薬局にお薬手帳の内容を電子データで提供するためのデータフォーマットを追加した。
また，患者等が電子版お薬手帳の機器やアプリケーションを乗り換える場合なども考慮し，必要に応じて複数の調剤分をまとめて出力できるようにした。
Ver2．1：平成28年4月の診尞報酬改定に基づき項目の追加を行った。
Ver2．2：電子版お薬手帳の導入件数の増加に鑑み，調剤システム等と電子版お薬手帳システムとの連携を行う ため，本仕様書で定義しているファイルレイアウトを利用したファイル連携の方法を付録2に追加した。
Ver2．3：2019年5月の新元号への対応を行った。
Ver2．4 ：令和2年4月の診療報酬改定に基づき項目の追加を行った。

令和2年度•3年度厚生労働省委託事業
電子版お薬手帳の機能強化事業
電子版お薬手帳のフォーマットや機能追加に関する実態調査を実施する。
また，全国NW•地域NWや電子処方箋との情報連携を踏まえつつ，調査結果をもとにしたつォー
マットや機能追加に関する検討会を実施する。
令和4年度以降も継続検討（ガイドラインjが作成される）

## 今の電子版お薬手帳に望む機能等

－電子版お薬手帳普及のための広報活動を積極的に行うべき ではないか（患者にとってメリットがわからない）
患者に対して電子版お楽手帳の使用を促進できるように，家電製品で当たり前に用意されている「使い方」についての利用者マニュアル（簡易版，詳細版）等を作成することが まず必要ではないか品質確保情報（ロット・期限）記録機能の装備（対回収対策）調剤記録を外部へ出力する機能の標準化成分名をキーとした薬歴一覧機能の開発

- 自己注については用法等基本的な機能抜本的改善が必要
- くすりのしおりへのアクセス方法（直接参照を標準としては）
- バージョンアップ，機種変更等に対するフォロー機能を充実添付文書参照機能（特に一般用医薬品）
患者用のビューワーの開発は必要なのではないか（パソコン）


## 私は電子版お薬手帳の何を利用しているか

 モニターのために12社の電子版お薬手帳を利処方箋画像送信機能（毎回）
調剤情報QRコード利用登録機能（毎回）
服用医薬品一覧（登録時：確認用）
医薬品情報：くすりのしおり（時々）
服用アラーム（一部）
副作用情報の入力（発生時）

付加機能は会社各様だが，必ず利用したいという機能はあまり見当たらない調剤記録が正確に反映されていることは大切だが，患者自身が記録をとる機能等は十分とはいえない
服薬一覧等の機能は薬局の視点が重視され，患者の視点が欠けている医療機関で利用することには多くの困難が存在する服薬記録を行う機能は検討すべき点が多く存在する
残薬数カウント機能は患者の視点を重視すべき
全てをスマホ内で解決することを当たり前と考えず，パソコン等に記録を送り，患者用のビューワー機能があってもよいのではないか

## お薬手帳に求められる機能とは

## 記録の対象となる（べき）医楽品は？

医療用医薬品ワクチン
一般用医薬品
要指導医薬品
薬局製剤
第1類医薬品
第2類医薬品
第3類医薬品


## 記録の対象とすべき情報は？

調剤した薬剤に関する情報（薬名，分量，用法，用量）
品質保証情報（ロット，期限）（（薬剤師のみが記録可能）

## 私が便利だなと思っているのはKEGGお薬手帳

## KEGG お薬手帳

利用者（1）PDF 設定






## 相互作用•併用禁忌もワンタッチで確認できる

## KEGG MEDICUS 医薬品

相互作用の教淮
$\square$ 阱用禁己のみ表示

KEGG MEDICUS 医薬品相互作用チェック
相互作用の旅認
－阱用禁忌のみ表示


# OTCも医療用医薬品と同様に簡単に記録でき 

 る| KEGG お薬手帳 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 時 | 20210929 |  |
| 閑层 | $\square$ |  |
| ＋ |  |  |
| XE |  |  |

保存する 日キャンセント

今のお薬手帳と将来のお薬手帳

| 電子処方箋•地域連携情報システムが | 電子処方箋•地域連携情報システムが |
| :---: | :---: |
| 広く普及する迄の間 | 広く普及したら |
| 医療機関•薬局間の情報共有機能を |  |
| 持たざるを得ない | お薬手帳として特化した（医療＋医療以外で発生する情報，及び患者自身 |
| 直近の処方情報•調剤情報を参照する機能を果たす役割を有する | による記録の登録•参照）機能を充実 させる |

## ＜本日の内容＞

1．はじめに
2．過去に行われた総務省実証実験（医療機関•保険薬局間連携に関する調査）結果を振り返る（参考資料）

3．電子処方箋運用開始を直前に控えて
4．タスクシフティング・シェアリング（新通知）への対応
5．薬局機能認定制度と医療機関との情報連携 （医療機関側が備えるべき機能）

6．電子版お薬手帳について
7．これからすべきこと（薬剤師としての記録•薬剤師が生み出すデータ）

## 電子処方箋について（準備すべきこと）

処方監査の基礎となる各種チェックの標準化は？

重複投与チェック
相互作用チェック
病名禁忌チェック
配合禁忌チェック
アレルギーチェック
用量チェック
検査間隔•検査値チェック
休薬チェック
疾患別用量チェック
疾患別チェック

チェックを行うタイミング をどう定めるか
チェックをどのシステムで行うのか
チェックを行うためには チェックの定義及び情報 の粒度の標準化も必要？

マスタを個別のシステム に依存していてよいのか？
ナショナルデータベースが必要なのではないか

○対物業務中心から対人業務中心へ業務改革が求められている
○電子処方箋をはじめ薬剤師業務が大いに関係する部分の電子化が急激な進展 をみせている

（令和3年8月1日施行分）
医療用医薬品の添付文書（注意事項等情報）の電子化等
○適正使用の最新情報を医療現場に速やかに提供するため，添付文書の電子的な方法による提供の原則化
○トレーサビリティ向上のため，医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付け
（令和 4 年度委託事業）
電子版お薬手帳ガイドラインの作成

電子処方䇳時代への対応を図るため，注意事項等情報について標準的なデータベースをどのように
開発•運用するのか，処方チェックルールの共通化をどう図るかは喫緊の課題ではないか
電子版お薬手帳が備えるべき機能は何か（お薬手帳でなくてはできないことは何か）？

## 薬剤師業務を原点に戻って考える

## 薬剤師の業務は多岐にわたっている

## 「対物中心の業務」から「対人中心の業務」への転換を求められている （しかし対物業務は薬剤師の責務）

薬剤師業務を見直す際に必要な視点は
薬剤師でなくてはできない（蔈峷以以㚈してはいけない）業務薬剤師が行うことが望ましい業務

## 薬剤師が行わなくてもかまわない業務薬剤師が行う必要が無い業務

## 薬物療法に関する情報と標準化

## 「医療機関完結型」の場合には，

薬物療法に関する情報（医薬品コード，用法等）も他に影響されない独自のもので，曰常の業務には特に問題は生じなかった「医療機関完結型」から
「地域完結型」への移行

## 「医療機関独自の情報」では共有することも，比較することも できないことが殆どである

内服薬処方せん記載方法報告書とその後の動き 2003年5月 厚学省标準規格として「医學品品HOTコードマスタ」認定

| 2010年1月 | 検討会報告書を公表 |
| :---: | :---: |
|  | 内服薬処方せんの記載方法の標準化の進渉状況について，財団法人日本医療機能評価機構が実施 している医療事故情報収集等事業及び薬局ヒヤリ・ハット事例収集•分析事業の情報等を用いて $2 ~ 3$ 年後に中間評価を行う |
|  | 遅くとも5年後に内服薬処方せん記載方法の標準化の進渉状況等についての調査•研究を行い，対策について再検討する |
| 2011年9月 | 日薬，日病薬で内服薬•外用薬を」対象とした「標準用法用語集（第1版）」を公開 |
| 2012年3月 | 日本医療情報学会が「標準用法マスタのJAMI標準」を制定•公表 |
| 2015年度 | 厚生労働科学研究「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」が実施された |
| 2016年1月 | 日薬•日病薬で内服薬•外用薬•注射薬を対象とした「標準用法用語集（第 2 版）」を公開 |
| 2016年9月 | 「処方•注射オーダー標準用法規格」がHELICS指針として採択された |
| 2017年5月 | 厚労省医政局より事務連絡「「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」結果の概要について （情報提供）」が発出される |
|  | 保険局より一般名加算に関する疑義解釈が発出される |
| 2018年4月 | 「処方•注射オーダ標準用法規格」が厚労省標準規格として認定 |

報告書に記載されたベンダー以外の対応はほぼ終了報告書に記載された内容のベンダーの開発はほぼ終了開発されたシステムの普及を図る努力が必要

## 薬物療法を評価するために必要な情報

薬名（物が特定されていること）
分量
用法
用量（投与曰数等）
服薬（使用）状況


これらの情報が，標準化された記述で存在することが最低限必要

## 評価を行うべき情報は

処方歴 疑義照会により処方内容は変更されることがある後発品推奨策により，処方薬二調剤薬とはならない投与日数制限のある医薬品については問題が潜在し ている場合が少なくない
調剤歴 物品情報としての調剤薬（患者に渡された薬）の特定はできている（除調剤過誤）
投与日数制限のある医薬品については問題が潜在し ている場合が少なくない
副作用調査のためには調剤情報が処方医療機関に戻 されている必要がある
服薬歴 服用，使用した薬の記録が「真の薬歴」記録は患者等に依存

## 適正な薬物㙩法の評価をするためには

## 薬物㙩法の評価を行うために必要な基礎データは「「楽歴」

「楽歴（服用歴）」のデータはほとんど存在していない Alがどんなに発達しても，真のデータが無ければ ビッグデータを利用したり，ディープラーニングの手法をとっても，そこから得られる結棡は正しいとは言えない

薬剂師が国民に果たすべき役割は「適正な楽物㙩法の確保」
「真の薬歴はは看護師やケアマネジャーが把握
チーム医療（多職種協働）で薬歴を共有する具体的な方策を検討することが重要

## 対物業務で残すべき記録

薬剤師の対物業務は，薬剤の購入から倉庫での保管•調剤•（病棟）•患者に服用さ れるまでの各プロセスの正しさが記録として残される事が必要


## 対人業務で残すべき記録

薬剤師は対人業務の「実施及び実施した内容の正しさ」を証明 できる記録を残す必要がある
（1）Right Patient（正しい患者） （2Right Drug（正しい薬剤） （3）Right Purpose（正しい目的 （4）Right Dose（正しい用量）
R（5）Right Route（正しい方法） （6Right Time（正しい時間）

薬剤の使用状況（交付後を含む）に関する記録
薬学的知見に基づく指導に関する記録
他の医療職への適正使用のための情報提供に関する記録

患者からの情報収集及び患者等に提供•指導した内容に関する記録
処方薬の妥当性に関する記録
提供した情報に関する記録
薬学的知見に基づく指導にする記録
薬剤管理指導業務に関する記録
他の医療職へ提供した情報に関する記録
看護師等への使用楽剤に関する留意事項
医師への処方提案
持参薬の使用に関連する各種情報
適正使用に必要な医薬品情報を関連する医療職に伝えたことの記録
薬局に提供した（から提供された）情報に関する記録
薬局に提供した（から提供された）記録

## A \｜•I CT活用において薬剤師業務を安全に推進するために克服すべき課題

○A1•1 CTの活用をするためには，まず原点に戻る事が必要 （虎ノ門病院の判決を参考にすべき）

肺がん治療のため入院していた病院で，肺炎の薬を投与された後に死亡した大学教授の男性の遺族 が，（中略）約 1 億円の損害賠償を求め，東京地裁に提訴した。遺族は「過剰な投与で死亡させた」とし て，調剤した薬剤師に対しても「薬剤を確認する義務を怠った」と訴えている。
訴状などによると男性は05年10月，肺炎にかかったが，医師の処方に基づき，1日の用量の5倍の薬 を3日間投与されたため血圧が低下し，10日後に死亡したという。

遺族の代理人弁護士によると，病院側は投薬ミスが起きた経緯について，（1）担当した研修医が病院で使う医薬品リストを読み間違え，誤った用量の数字をパソコンに入力して調剤を指示した （2）誤入力を指摘するシステムが働かず，薬剤師も指示の誤りに気づかなかった，とする調査報告書 を遺族側に渡したという。薬剤師法は「処方箋に疑わしい点があるときは医師に問い合わせて確か めなければならない」と定めており，弁護士は「○○のような著名な病院でチェックがきかないの なら，同じような事件は今後も起こる。原因について納得のいく説明を受け，責任を明らかにしたい というのが遺族の気持ちだ」と話した。
（1）調剤における薬剤師の責務（疑義照会）が果たされているか （2）病院情報システム，薬剤部門システムがどのような機能を果たしているのか
③シスムの機能や具体的なチェック項目・チェック内容等に ついて十分理解しているか

東京地裁は，投薬を指示した担当医や，薬剤師3人の賠償責任を認め，2365万円 の支払いを命じた。医療過誤訴訟で薬剤師の責任を認める判決は異例。

このようなオーダリングシステムの導入は，薬剤師と同システムとのダブルチェック による過誤の防止という点で効果を発揮するにとどまらず，そのシステムの設定•活用 の仕方次第で，機械的なチェックに馴染む画一的な事項については，システムによるよ り迅速で確実，網羅的なチェックが可能となり，数多くの医薬品について，限られた時間で，調剤•監査を行わなければならない医薬品の調剤•監査業務の事務処理を全体と してより合理化し得るものとして，重要な意義を有するものということができる。 したがって，オーダリングシステムを導入する病院において，調剤•監査業務に関与する薬剤師等が，
（1）そのシステムの機能や具体的なチェック項目等について十分理解し，明確な認識を持った上で，
（2）当該システムが正常に機能することを信じて業務を行い， かつ，
（3）当該システムが正常に機能する技術的担保があるなど，
これが正常に機能することを信じるにつき正当な理由がある場合には，薬剤師は，同システムが正常に機能することを信頼して自らの業務を行 えば足りるものと解するのが相当である。

113

わが国はこの十数年間，「使用の安全確保」の観点から，行政•製薬企業•医療関係者が大きな努力を払い，対策を実施してきた ヒューマンエラー防止を中心とした医薬品関連事故防止対策は， この十数年間に出されたものでほぼ出尽くしている


事故防止対策は明確だが，「それを遵守することができない医療 の環境」をどのように改善するかが大きな課題

現場で「チェック，チェック」を要求する対策については「発想の転換」が必要ではないか

$$
\begin{aligned}
& \text { 「ヒューマンエラーを防止」するための対策は } \\
& \text { 「ヒューマンにさせない」分野を増やすこと必要 }
\end{aligned}
$$

## 医薬品の取り違え事故防止を考える

○バーコードは絶対的な取り違え防止対策であるが，利用があま り普及していない
○チェーン薬局においては入カミスの場合を除いて取り違え事故 はほぼ防止できている
○医療機関や小規模薬局においては，今後バーコードシステムを導入あるいは拡大する計画はない（7割）

調剤段階でバーコードを利用させるための何らかの施策が必要
まじめな対策 ：医療機関•薬局でのバーコード利活用を推進さ せるための施策を考える（診療報酬，税控除）

不まじめな対策：バーコード利活用は医療機関•薬局の自己責任 であり，政策的対策は採らない
非まじめな対策：医療機関•薬局での調剤段階でのバーコード利活用はあきらめ，リパッケージセンターの設置を行う（物流の工業製品化）

## 医療安全対策の実施における非まじめ発想

## 医療におけるITの利活用は必要不可欠であるが

現在実施されている方策は後が切られていないの でいつになったら実現するのかがよくわからない
## $<\mathrm{H} 17$ 今後の医療安全対策〉

医療安全対策検討会議ではこの報告書に加え「国及び都道府県は，安全，安心で良質な医療の確保に必要な基船整備と人材の確保，それに必要な財源確保について配慮すること」等 を付帯意見として追加した

# 診療報酬でこの費用を対応するのには 

無理があるのではないか改正薬剤師法•薬機法を含めこれからの医療情報システムは何をすべきか
〈当面の対応としては・••＞
○薬局から情報（最終確定処方情報を含む）が戻された場合に，当該情報を診療録に反映させる仕組みをどのように構築するのか

○薬局からの情報をどこが受け，誰が診療録に記載するのか
（診寮報酬ではなく，薬機法への対応であることに留意）
○医療機関側の対応を早期に決定し，公表する必要がある （手順書の改訂が必要）


○これらの法改正等に，きちんと対応するためには，わが国が一患者一カルテという制度を確立（再構築）させる必要がある のではないか（各医療機関の対応には無理がある）
医療機関完結型から地域完結型への移行，チーム医療が大前提の時代に対応したシステムにするためには，従来のしセプト中心の システムから脱却し，例えば10年後の稼動を目標とした，新たな医療情報システムの在り方や移行方法について大いに議論を行 うべきではないか

薬剤情報閲覧について（オンライン資格確認）

| これから開設を予定している医療機関•薬局の皆様へ | 令和4年3月， |
| :---: | :---: |
| オンライン資格確認導入で <br> できること |  |
|  |  |

受付業務が便利に！


＜参照できる情報がしセプト情報 であることの留意点＞
○薬品名については正確であるが，外用薬•注射薬に関しては記載 されている量が投与量とは必ず しも一致していないことに留意 が必要
○直近（当月分）の情報は電子処方箋のデータを頼ることになって いることに留意が必要
○入院のしセプトデータは処方と は異なる形式になっていること に留意が必要

しセプトに関する知識を正しく理解することが重要（医事課職員を講師にして勉強会等）

## 薬剤関連情報のIT化への対応について

電子処方篦（2023年1月から）の実運用開始，オンライン資格認証の原則義務化（2023年4月）が実施される電子処方箋を導入する施設は当面極めて限られると思われるが，各施設では，オンライン資格確認等に付随して稼動するシステム がどのようなものか，その利用に関して，自施設がどのような対応 をする予定なのかを職員として理解をしておくことが，重要にな る。（国はこのようなシステムが導入されていることを，様々な機会を利用して広報することになっている）
（数は少ないと思われるが）患者がこのような情報を参照できて いる（できることを知っている）のに，医療関係者がオンライン資格確認等の制度について答えることができないことは問題。医療関係者がどこまで状況を理解しているかが問題。 まず自分自身が当事者となり，情報を確認してみる（マイナンバー カードの利活用に当事者として参加する）ことが必要ではないか

薬剤師HPK1カードの取得について（発行は下記2箇所） （日本薬剤師会）

定価（非会員の方はこちらになります）
税別 24，000円／5年（税込 26，400円）会員割引価格

税別 18，000円／5年（税込 19，800円）

Q1：薬剤師HPKI力ードを取得する意味は？
（医療情報システム開発センター：MEDIS）
費用：26，950円／5年（税抜24，500円）

自分が薬剤師であることを証明することができるのは薬剤師免許証と薬剤師HPKIカードのみ。薬剤師HPKIカードは携帯可能であり，「顔写真」がついていることから「自分は薬剤師である」
ことを写真付きで証明できるメリットは大きいのではないか（特に災害時）
Q2：病院薬剤師に薬剤師HPKIカードは必須？
病院薬剤師の場合はHPKIカードが業務上で必要となることは現実問題として低いと思われ る（保険薬剤師登録票と同様）
薬剤師HPKIカードの必要性については，流動的な部分が存在することから，急いで取得する必要性は低いと思われるが，Q1 で示した機能を重視して取得することは考慮してよいのではないか薬剤師HPKIカードを急いで取得する必要はないと思われるが，HPKIカード・マイナンバーカー ドが医療でどのように利用されるのかについての基礎知識を身につけておくことは必要不可欠

| （1）「今できる」こと |
| :--- |
| （2）「これからしなくてはならない」こと |
| （3）「将来に備えて準備しておく」」と |

## 医療DXにおける薬剤師の役割と求められる心得

OA \｜• I CTを過信せず，A \｜• I CTは何をやっているのか （何をやろう・やらせようとしているのか）を正確に理解する ○ロボットの利用に関しては，ロボットが前提としていること， そのロボットとしては対象としていないことを正確に理解する （治験における適用基準，除外基準をロボットに当てはめる）

○薬剤師が今やっている手順•作業を基準とするのではなく，手順•作業の目的•手段を正碓に理解する。

○薬効や副作用等のデータ解析に関しては，刘象とするデータに含まれるリスク要因を正確に理解しておくことが重要 （処方歴•調剤歴•服薬歴の違いをきちんと理解する）

○薬剤師とは何をする職種なのかを原点に戻り，様々な視点から考えることが必要（医療保険や介護保険等の資金面の制度から に偏る傾向にある）

## 医療DXにおける薬剤師が果たすべき役割

穈の専門職としての日々研鑽を行うことは当然だが，それ以外に・••刘人業務の基礎力をつけかつ充実させることが求められる
人間力（教養／哲学／信念）がある データマネジメントができる
医療情報•情報処理に精通している


業務の記録の取り方について勉強している医潦情報•情報処埋の勉強をしている （医潦情報技師能力検定試験）
伝えるべき事をきちんと伝える力がある真意を聞き出す力がある
新しいことに挑戦する $/$ 能動的研修／勉強することが苦でない人間について興味がある

コミコニケーション苦手／根暗現状維持で良い／受動的

## 医療安全における薬剤師の役割

## 品質の保証された医薬品の供給の管理を行う

対物業務の作業は「品質の保証を前提に」リパッケージ業の創設やロボットの開発を行うことで手放すことが必要手放した作業に関するデータを責任をもって管理する医薬品に関連した業務において，他職種の負担軽減を図る医薬品を正しく育てる医薬品の有効性•安全性の評価を行うために必要なデータ
（真の薬歴）を把握し，デー夕解析を可能な状況にする対人業務を充実させ，患者から相談される（信頼される）薬剤師となる（コミュニケーション能力•人間力が必要）


安全•安心かつ良質な薬物療法を確保する

## ご質問のある方は

## shitsumon＠romsu．jp


[^0]:    ○段階的な普及掂大
    

[^1]:    （1）薬剤の種類，投与量，投与方法，投与期間等の変更や検査のオーダについて，医師•薬剤師等に より事前に作成•合意されたプロトコールに基づき，専門的知見の活用を通じて，医師等と協働 して実施すること。
    （2）薬剤選択，投与量，投与方法，投与期間等について，医師に対し積極的に処方を提案すること。
    （3）薬物㙩法を受けている患者（在宅の患者を含む。）に対し，薬学的管理（患者の副作用の状況の把握，服薬指導等）を行うこと。
    （4）薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき，副作用の発現状況や有効性の確認を行うと ともに，医師に対し，必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
    （5）薬物㙩法の経過等を確認した上で，医師に対し，前回の処方内容と同一の内容の処方を提案する こと。
    （6）外来化学療法を受けている患者に対し，医師等と協働してインフォームドコンセントを実施する とともに，薬学的管理を行うこと。
    （7）入院患者の持参薬の内容を確認した上で，医師に対し，服薬計画を提案するなど，当該患者に対 する薬学的管理を行うこと。
    8定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため，処方内容を分割して調剤すること。
    －9抗がん剤等の適切な無菌調製を行うこと。

[^2]:    ＊1：計算式は「重複検出回数 $\div$ 医薬品数 $\times 100$ 」にて算出。 $* 2$ ；計算式は各チェック内容によって異なるため，後述の定義•検出条件等にそれそれ記載。

[^3]:    - 本実証における各種チェックの結果，重複：94回，相互作用：85回（禁忌検出：0回，注意検出：85回）等が検出された。
    - 実証により同一成分重複として検出された医楽品費は，45，503円（実証4ヶ月合計）であった。
    - 今後，保険薬局の運用徹底とともに，地域の運用ポリシーを検討•設定し，連携強化することが有用と考えられる。

[^4]:    医挋の業務については，医療技術の高度化への対応や，患者へのきめ細やかな対応に対するニーズの高まり等を背景として，書類作成等の事務的 な業務も含め，増加の一途を辿っていると指摘されている。こうした状況の中で，医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月に向けて，医師の労働時間の短縮を進めるためには，多くの医療関係職種それそれが自らの能力を生かし，より能動的に刘応できるようにする観点から，まず は，現行制度の下で実施可能な範囲において，医師の業務のうち，医師以外の医療関係職種が実施可能な業務について，医療機関において医師から㢟 の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアを早急に進める必要がある。このため，「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進 に関する検討会」における議論を踏まえ，現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務の具体例やタスク・シ フトノシェアを推進するに当たっての留意点等について，下記のとおり整理したので，貴職におかれては，その内容について御了知の上，各医療機関 において，その実情に応じたタスク・シフト／シェアの取組が進むよう，貴管内の市町村（特別区を含む。），医療機関，関係団体等に周知方願いたい。 なお，診療報酬等の算定については，従前どおり関係法令をご確認いただきたい。
    1．基本的考え方
    2．タスク・シフト／シェアを効果的に進めるために留意すべき事項
    1）意識改革•啓発

[^5]:    ＊2020年1月これらの薬局に求められる具体的基準が公表され，今年8月から認定が開始された

